

令和7年4月10日
調査及び立法考査局
国土交通調査室・課

諸外国・地域のフェイクニュース対策（参考資料）

- I 総論
 - 1 フェイクニュース・偽誤情報
 - 2 インターネット・SNS の情報流通の特徴
- II 諸外国・地域のフェイクニュース規制（一般）
 - 1 米国
 - 2 欧州連合（EU）
 - 3 英国
 - 4 台湾
 - 5 日本
- III 諸外国・地域のフェイクニュース規制（選挙・国民投票関係）
 - 1 フランス
 - 2 アイルランド
 - 3 米国（カリフォルニア州）
- IV その他
 - 1 シンガポール（概要）
 - 2 マレーシア（概要）
 - 3 タイ（概要）
 - 4 韓国（概要）
 - 5 情報リテラシー対策
 - 6 ファクトチェック・情報の真偽検証活動

（※詳細な目次は、次ページを参照）

細目次

I 総論	4
1 フェイクニュース・偽誤情報	4
(1) フェイクニュース	4
(2) デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」	5
(3) 欧州連合（EU）の政策文書における定義	5
2 インターネット・SNS の情報流通の特徴	6
II 諸外国・地域のフェイクニュース規制（一般）	7
1 米国	7
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に関する規制	7
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制	7
(3) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	8
2 欧州連合（EU）	10
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	10
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制	10
(3) 運用状況	17
(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	17
3 英国	19
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	19
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制	19
(3) 運用状況	23
(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	24
4 台湾	25
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	25
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制	26
(3) 運用状況	26
(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	26
5 日本	27
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	27
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制	28
(3) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	33
III 諸外国・地域のフェイクニュース規制（選挙・国民投票関係）	35
1 フランス	35
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	35
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に対する規制	35
(3) 運用状況	36
(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	37
2 アイルランド	38

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	38
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制.....	38
(3) 運用状況.....	40
(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等	40
3 米国（カリフォルニア州）	41
(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制	41
(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制.....	42
(3) 運用状況.....	45
VI その他	46
1 シンガポール（概要）	46
2 マレーシア（概要）	46
3 タイ（概要）	46
4 韓国（概要）	47
5 情報リテラシー対策.....	47
(1) スウェーデン	48
(2) フィンランド.....	48
6 ファクトチェック・情報の真偽検証活動.....	48
(1) 民間団体.....	49
(2) 公的機関.....	49

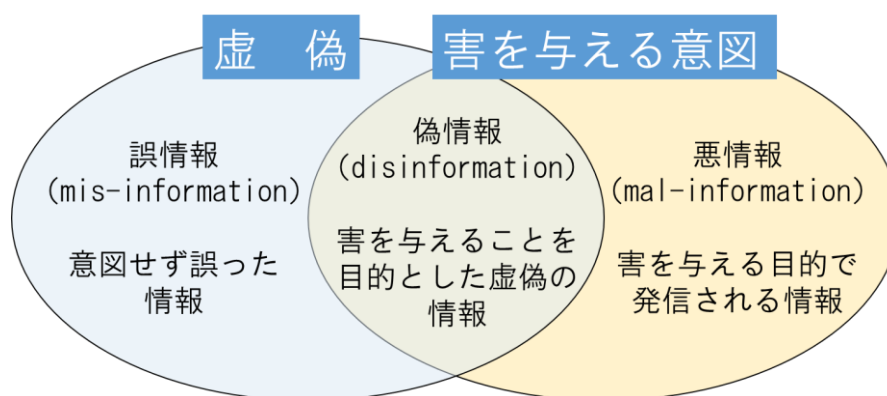
I 総論

1 フェイクニュース・偽誤情報

(1) フェイクニュース

フェイクニュースという言葉は、悪意を持って作成された偽の情報のほか、権威に対抗的なメディアや風刺を指して用いられることもある多義的な言葉である。そこで、問題を明確化するため、政策的な対応を検討する場合には、「偽情報 (disinformation)」、「誤情報 (mis-information)」、「悪情報 (mal-information)」といった語を新たに定義して、検討の対象とする事例もある (下図参照)。

図 偽情報の定義の例



(出典) Claire Wardle and Hossein Derakhshan, *INFORMATION DISORDER: Toward an interdisciplinary framework for research and policy making*, Council of Europe report DGI(2017)09, Strasbourg: Council of Europe, 2017, p.5. <<https://rm.coe.int/information-disorder-toward-an-interdisciplinary-framework-for-research/168076277c>> に基づき作成。

(2) デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」

「対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲」¹

- ① 検証可能な誤りが含まれていること
- ② 次の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められること
 - i. 当該情報そのものが有する権利侵害性その他の違法性や客観的な有害性（及びその明白性）
 - ii. 当該情報が流通・拡散することによる社会的影響の重大性（及びその明白性）
例）人の生命、身体又は財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報
 - iii. ①の誤りが含まれていることについての検証の容易性（誤りが含まれていることの明白性）

偽情報：誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図をもって発信したもの

誤情報：誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持たずに発信したもの

(3) 欧州連合（EU）の政策文書における定義

欧州民主主義行動計画（2020年12月3日）における「偽情報」の分類

- ・ **誤情報**：有害な意図なしに共有される、虚偽の、又は誤解を招くコンテンツであって、その影響が依然として有害であるものをいう。例えば、人が善意で友人や家族と誤った情報を共有するような場合をいう。
- ・ **偽情報**：人を欺き、又は経済的若しくは政治的な利益を確保する意図で拡散される、虚偽の、又は誤解を招くコンテンツであって、公共の害を引き起こしかねないものをいう。
- ・ **情報影響工作**：偽情報と組み合わせて自主独立的な情報源（independent information sources）を抑圧する（suppress）など、様々な誤解を招く手段を用いて対象者（target audience）に影響を及ぼすために国内又は外国の主体（actor）が協調して取り組むことをいう。
- ・ **情報空間における外国の干渉**：外国の国家主体（state actor）又はその代理人により行われる、個人の政治的な意思の自由な形成及び表現を妨害するための威圧的かつ詐欺的な取組であり、より広範なハイブリッド工作の一環として実施されるものをいう。

（出典）南亮一「EU 域内の国民投票運動におけるオンライン広告規制の動向—政治広告の透明性の確保及び偽情報対策の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.144.

¹ デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」2024.9, p.86. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000966997.pdf>

2 インターネット・SNSの情報流通の特徴

「エコーチェンバー」とは、同じ意見の人間とつながったり、反対意見の人間とのつながりを絶ったりすることで、自らの見解を反映した社会関係が形成され、意見を変えるような見解（自らとは異なる見解）に出会う可能性が低くなる現象のことをいう。他方、「フィルターバブル」は、それまでの行動（閲覧履歴等）に基づいて、ソーシャルメディアのアルゴリズム等が、各個人が選好するであろうコンテンツを自動的に推薦する（情報をフィルターする）ことをいう。

（中略）

ソーシャルメディア上で同質性のある集団間でのやり取りが多く発生していることについては研究の蓄積がある一方、ソーシャルメディアの特性によってフィルターバブルやエコーチェンバーが発生していることを支持する実証的な研究は少ないとされる。Facebook社の研究チームによる研究は、アルゴリズムよりも利用者の友人のネットワークのほうが、ソーシャルメディア上で触れるコンテンツの政治的傾向に強く影響すると指摘している。日本の研究でも、ソーシャルメディアを含むインターネットの利用が意見の分極化を促進しているとは言えないとされている。ただし、ソーシャルメディア等のインターネットサービスの及ぼす影響は、サービスの設計によって変動し得るものであることには留意する必要がある。

（出典）神足祐太郎「「フェイクニュース」／偽情報問題の現状と対策」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ソーシャルメディアの動向と課題—科学技術に関する調査プロジェクト 2019 報告書—』2020, pp.95-97. <<https://doi.org/10.11501/11472873>>

ソーシャルメディアの仕組みは、情報環境を更に複雑化させている。ソーシャルメディアのプラットフォームを運営する企業（プラットフォーム企業）は、ユーザーの関心を引き付ける広告やコンテンツを提供することで利益を得ることを基本的な収益モデルとする。そのため、いわゆる「アテンションエコノミー」（関心を競う経済）と呼ばれる、コンテンツが真実か真実でないか、有益か有害かよりも、人々の注目・関心を集めることに経済的価値が見いだされる状況が生まれている。また、アルゴリズム（データの計算や処理の手順）を用いて、ユーザーのインターネット上における行動パターンや志向を分析し、個々人の関心を引き付ける広告やコンテンツを自動的に選択し表示する仕組みが構築されている。ユーザーが特定のコンテンツを「いいね」やリツイートを通じて評価することで、そのコンテンツが更に拡散する効果もある。こうした中で、人々が自分の意見や興味に合う情報ばかりを評価したり共有したりしているうちに、異なる考え方に触れる機会が少なくなる、いわゆる「エコーチェンバー」（反響室）状態に陥り、世論の分断を深める結果となることも指摘されてきた。

（出典）久古聡美「第2章 デジタル影響工作をめぐる動向と対応」『デジタル時代の技術と社会』国立国会図書館, 2024, pp.36-37. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13383211>>

II 諸外国・地域のフェイクニュース規制（一般）

1 米国

偽情報対策に関し、連邦レベルでの規制は成立していない²。

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に関する規制

偽情報の発信者について、連邦レベルでの規制は成立していない。

思想の自由市場論が、表現の自由を構築するシステムの「デフォルト」として位置付けられるようになるまで発展したという指摘である。この「デフォルト」に基づいて、米国は表現の自由（合衆国憲法修正第1条）に関して、強力な憲法上の保護（国家からの自由）の体系を組み上げていく。その強力さは、例えば「虚偽」の言論に対する規制にすら、発揮される。公の場における武勲の詐称を禁止する法律の違憲性を争った *Alvarez v. United States* 事件において、連邦最高裁は、この「思想の自由市場」を引用した上で、違憲判決を下している。この判決によって、もちろん「嘘をつく自由」が保障されたわけではないが、少なくとも公的人物（public figure）に対する名誉毀損の文脈においては、その虚偽性について、「現実の悪意」の法理と呼ばれる表現者側にとって非常に強力な保護が 1960 年代以降、展開されていることから、ほとんどの場合、米国においては、その言論が「虚偽」であることのみを理由として規制立法を展開するということは憲法上、許されない可能性が高いといえる。これ以外にも、米国においては、ヘイトスピーチ規制が連邦レベルで成立する余地はほとんどない。そこでは、上述のような問題は市場内におけるアクター同士の「対抗言論」によって解決される、すなわち私的秩序によって解決されることが期待されている。ただし、注意が必要であるのは、このように米国が頑強な自由市場論を保持する背景にあるのは、何も「市場」に対する盲目的な信頼があるからではない点である。そこでは、米国（特に連邦最高裁）の建国当初から続く伝統として、権力ひいては政府に対する懐疑的視点が強く考慮されている。

(出典) 水谷瑛嗣郎「SNS と法の交錯点—表現の自由、民主政治の視点から—」『ソーシャルメディアの動向と課題（科学技術に関する調査プロジェクト 2019 報告書）』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2020.3, p.27. (下線部は引用者)

(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制

通信品位法第 230 条により、プラットフォーム事業者等は広く責任が制限される。

通信法上では、プロバイダは「複数の利用者によるコンピュータを通じたアクセスを提供し又は当該アクセスを可能にする情報サービス」等の提供者と定義され、①プロバイダは他の第三者が書き込んだ情報について表現者又は発行者として扱われず、②おいせつ等好ましくないとプロバイダ又は利用者が判断した情報へのアクセス又は入手可能性の制限のために誠実かつ自発的にとった行動は免責される（善きサマリア人条項）、ということが定められている（通信品位法第 230 条）…

² 水谷瑛嗣郎「偽情報にどう向き合うか—憲法・メディア法の視点から」『法学研究』97(12), 2024.12, pp.132-133.

(中略) …同法制定後にプロバイダは配布者としても名誉毀損の責任を負わないという判決が出された。つまりプロバイダは原則として第三者が書き込んだ名誉毀損に対して責任を負わない以上、名誉毀損訴訟を提起するとすればプロバイダではなく書き込みを行った利用者を相手取るしかない。

(出典) 神足祐太郎「権利侵害とプロバイダの責任—インターネット上の名誉毀損への対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.919, 2016.8.25, p.7.

通信法第 230 条については、インターネット産業、表現の自由を支える条項として一定の評価がある一方で、違法又は有害な情報に対する媒介者の不作為（削除等の措置が十分でない。）及び作為（削除等の措置が適切でない。）等の観点から党派を超えて批判がある。

(出典) 神足祐太郎「諸外国におけるインターネット媒介者の「責任」」『レファレンス』839 号, 2020.12, p.139.

通信品位法第 230 条 (47 U.S. Code § 230)

(c) 不快な情報 (material) をブロック及びスクリーニングする「善きサマリア人」の保護

(1) 発行者又は発信者としての取扱い

双方向コンピュータサービスの提供者又は利用者は、他の情報コンテンツ提供者によって提供されるいかなる情報についても、その発行者又は発信者 (Speaker) として扱われないものとする。

(2) 民事責任

双方向コンピュータサービスの提供者又は利用者は、次の事項を原因として責任を負わない。

(A) 当該提供者又は利用者が、わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な、過度に暴力的な、攻撃的なその他の好ましくないと判断した情報について、当該情報が憲法上保護されているかどうかにかかわらず、当該情報へのアクセス又はその利用可能性を制限するために誠実に、かつ、自らの意思でとった措置

(B) (1)に規定する情報へのアクセスを制限する技術的手段を、情報コンテンツ提供者又はその他の者が、可能又は利用可能とするためにとった措置

(3) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

多数の民間団体がファクトチェックを実施している³。

政府関連では、国土安全保障省に設置されたサイバーセキュリティー・インフラセキュリティー庁 (CISA) が、外国干渉、特に情報活動 (例：偽情報、誤情報) に対するレジリエンス (耐性) を構築しており⁴、偽情報を監視して公表しているとされる⁵。CISA は、ロシアや中国から

³ 笹川平和財団 安全保障研究グループ『「我が国のサイバー安全保障の確保」事業 政策提言 “外国からのディスインフォメーションに備えを！ ～サイバー空間の情報操作の脅威～”』2022, pp.15, 18. 笹川平和財団ウェブサイト <https://www.spf.org/global-data/user172/cyber_security_2021_web1.pdf>

⁴ “Building Resilience to Foreign Interference, Misinformation Activities,” 2019.7.22. CISA website <<https://www.cisa.gov/news-events/alerts/2019/07/22/building-resilience-foreign-interference-misinformation-activities>>

⁵ 「偽情報への備え 専門組織」『日本経済新聞』2023.2.16.

の偽情報・誤情報を用いた干渉の例を挙げつつ、どのように対処すべきかのパンフレットを公表するなどしている⁶。CISA は、コロナ禍から 2020 年の中間選挙に至るまで、プラットフォーム事業者と定期的に連絡を取り、外国の敵対勢力や国内団体による偽情報・誤情報を含むコンテンツについての情報提供をしていた。しかし、2023 年に、当時のバイデン政権による偽情報の報告の取組が合衆国憲法修正第 1 条の権利を侵害しているとする訴訟を受けて、CISA は活動を抑制したとされる。さらに、2025 年 2 月には、トランプ政権が CISA の偽情報関連業務に携わる職員らを休職処分としたことが報道されている⁷。

そのほか、2022 年 4 月に国土安全保障省が偽情報の脅威に対処するためのベストプラクティスの収集を行うことを目的とした偽情報ガバナンス委員会の創設を発表した。しかし、SNS 上のほか、メディアから国民を監視する目的といった批判があり、同年 8 月に同委員会は活動を停止した⁸。

州レベルでは、選挙に関連して、オンラインの虚偽又は誤解を招く情報に対抗するため、事実情報の説明等を行うウェブサイト (California Elections Rumor Control) が運営された例がある (カリフォルニア州・2022 年中間選挙)⁹。

⁶ “Tactics of Disinformation” CISA website <https://www.cisa.gov/sites/default/files/publications/tactics-of-disinformation_508.pdf>

⁷ “CISA staff focused on disinformation and influence operations put on leave,” 2025.2.12. NextGov/FCS website <<https://www.nextgov.com/people/2025/02/cisa-staff-focused-disinformation-and-influence-operations-put-leave/402958/>>; Interim Staff Report of the Committee on the Judiciary and the Select Subcommittee on the Weaponization of the Federal Government, U.S. House of Representatives, “The Weaponization of CISA: How a “Cybersecurity” Agency Colluded with Big Tech and “Disinformation” Partners to Censor Americans,” 2023.6.26. <<https://judiciary.house.gov/sites/evo-subsites/republicans-judiciary.house.gov/files/evo-media-document/cisa-staff-report6-26-23.pdf>>

⁸ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「諸外国における偽・誤情報対策の動向について」2023.5.25, p.7. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000882499.pdf>

⁹ 同上, pp.15-16.

2 欧州連合 (EU)

2022年10月、いわゆる「デジタルサービス法」¹⁰が成立している(2024年2月全面適用開始)。

(1) 情報発信者(偽情報の発信)に対する規制

デジタルサービス法上は、新たに特定の情報の発信に関する規制は課されていない。既存のEU又は加盟国内の法令において、偽情報・誤情報の発信が、犯罪を構成する場合がある。

デジタルサービス法上の「違法コンテンツ」の定義

第3条(h)「違法コンテンツ」とは、それ自体として、又は活動(製品の販売又はサービスの提供を含む。)に関連して、法律の厳密な対象事項及び性質を問わず、欧州連合法又は欧州連合法に準拠している加盟国の法律に反する情報をいう。

(参考) 加盟国(ドイツ)において刑事罰が科され得る行為

EU加盟国のうちドイツにおける、「偽・誤情報の発信又は媒介と関連性のある犯罪の例」として、例えば、次の犯罪が挙げられる¹¹。

犯行を行う旨の脅迫により公共の平和を乱す罪(刑法典第126条)

公の平穏をかく乱し得る方法で、殺人等の重大な犯罪や、重大な犯罪ではないものの公共の危険に関わる犯罪等を行う旨の脅迫を行う行為(第1項)及び確定的な認識を有するにもかかわらず、第1項に掲げる犯罪の実現が切迫しているように装うこと(第2項)を規制

民衆煽動罪(同第130条)

公の平穏をかく乱し得る方法で、国籍等によって特定される集団等に対して憎悪を煽動する行為、暴力的・専横的措置を煽動する行為及び特定の集団に属する者をそのことを理由に侮蔑又は中傷する行為を規制

誹謗罪(同第186条)

特定の人物の価値をおとしめ又は当該人物に関する世評に悪影響を及ぼすような事実で、真実と証明できないものを主張し、又は流布する行為を規制

(2) プラットフォーム事業者(偽情報の流通)に関する規制

偽情報は、デジタルサービス法の前文2において、違法コンテンツと並んで社会的な悪影響を与えるリスクであると明記されている。デジタルサービス法は、事業者の種別、規模に応じ、特別の義務(デューデリジェンス義務)を課している。義務に違反した場合には、全世界年間総売上額の6%を上限とする制裁金が科され得る(第74条)。偽情報に関連する具体的な措置

¹⁰ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act)

¹¹ 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所「ドイツにおける偽・誤情報に対する制度的対応の状況」(デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ(第16回)配付資料)2024.4.17. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000942902.pdf> 訳語については、『ドイツ刑法典—刑事法制資料—』法務省刑事局、[2021]によった。

としては、大規模な事業者に義務付けられるシステミックリスクに対する自己評価・軽減措置(第34条・第35条)等が挙げられる。

「システミックリスク」とは、一般に「単一の失敗、事故、混乱が、部分的な影響にとどまらず、相互依存性や相互接続性を通してシステム全体に広がるようなリスク」とされる¹²。デジタルサービス法におけるシステミックリスクは、明確に定義されていないが、同法第34条において、EU域内におけるサービスの利用等に起因する、違法コンテンツの拡散のほか、基本的権利や未成年者保護、市民による論議、選挙プロセス、治安に及ぼす悪影響などが非包括的なリストとして示されている¹³。

システミックリスクに対する自己評価・軽減措置の対象は、大規模オンラインプラットフォーム事業者及び大規模検索サービス事業者である。

第5節 システミックリスクを管理するための巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンの提供者に対する追加的義務

第33条 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジン

第1項 この節の規定は、オンラインプラットフォーム及びオンライン検索エンジンのうち、欧州連合域内におけるサービスの月間平均有効利用者数が4500万人以上であり、かつ第4項に基づき巨大オンラインプラットフォーム又は巨大オンライン検索エンジンに指定されたものに適用されるものとする。

欧州委員会によって、2024年7月までに25の巨大オンラインプラットフォーム又は巨大オンライン検索エンジンが指定されている¹⁴。例えば、次の事業者の運営するオンラインプラットフォーム又はオンライン検索エンジンが、巨大オンラインプラットフォーム又は巨大オンライン検索エンジンとして指定されている¹⁵（括弧内は、指定サービス名）。

- Google Ireland Ltd. (Google Search、YouTube等)
- LinkedIn Ireland Unlimited Company (LinkedIn)
- Meta Platforms Ireland Limited (Facebook、Instagram)
- TikTok Technology Limited (TikTok)
- Twitter International Unlimited Company (X)

第34条 リスクの評価

第1項 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンの事業者(provider)は、その提供するサービス及び関連システム(アルゴリズムシステムを含む。)の設計若しくは機能、又はそのサービスの利用に起因する、欧州連合域内におけるあらゆるシステミックリスクを、誠実に識別、分析及び評価しなければならない。

¹² 久保英也「3つのシステミックリスクからの示唆」日本リスク研究学会編『リスク学事典』丸善出版、2019、p.50.

¹³ Franz Hofmann and Benjamin Raue eds, *Digital Services Act: Article-by-Article Commentary*, Beck, hart and nomos, 2025, p.658.

¹⁴ “Commission designates adult content platform XNXX as Very Large Online Platform under the Digital Services Act,” 2024.7.10. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_3723>

¹⁵ “Supervision of the designated very large online platforms and search engines under DSA,” European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/list-designated-vlops-and-vloses>>

当該事業者は、リスクの自己評価を、第 33 条第 6 項後段に規定する適用の日までに実施し、その後少なくとも毎年 1 回実施し、かつ、本条に従って特定されたリスクに重大な影響を及ぼし得る機能を実装する前に、実施しなければならない。このリスク評価は、各サービスに特化し、システミックリスクに比例的で、その重大性及び蓋然性を考慮したものでなければならず、次のシステミックリスクを含むものとする。

- (a) そのサービスを通じた違法コンテンツの拡散
- (b) 基本的権利、特に憲章第 1 条に謳われる人間の尊厳に対する基本的権利、憲章第 7 条に謳われる私的生活及び家族生活の尊重に対する基本的権利、憲章第 8 条に謳われる個人情報の保護に対する基本的権利、憲章第 11 条に謳われる表現と情報の自由（メディアの自由及び多元性を含む。）、憲章第 21 条に謳われる非差別、憲章第 24 条に謳われる児童の権利の尊重、憲章第 38 条に謳われる高水準の消費者保護の行使に対する、現実の又は予見可能なあらゆる悪影響
- (c) 公共的言説及び選挙プロセス並びに治安に対する、現実の又は予見可能なあらゆる悪影響
- (d) ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生及び未成年者の保護並びに人の身体的及び精神的幸福（well-being）に対する深刻な負の結果に関連する、現実の又は予見可能なあらゆる悪影響

第 2 項 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンの事業者は、リスクの自己評価を実施する際、特に、次の要因が第 1 項で言及されるシステミックリスクのいずれかに影響を及ぼすかどうか、及びどのように影響を及ぼすかを考慮しなければならない。

- (a) レコメンド¹⁶システムその他の関連するアルゴリズムシステムの設計
- (b) コンテンツモデレーションシステム¹⁷
- (c) 適用される利用規約及びその運営
- (d) 広告を選択及び表示するためのシステム
- (e) 事業者によるデータの取扱い

また、当該評価は、第 1 項に基づくリスクが、サービスの意図的な不正操作（manipulation）（サービスの非正規的利用や自動化された悪用を含む。）並びに違法コンテンツ及び利用規約に反する情報の増幅及び起こり得る迅速かつ広範な拡散によって影響を受けるかどうか、及びどのように影響を受けるかを分析するものとする。

当該評価は、特定の地域的又は言語的側面（ある加盟国に特有の場合を含む。）を考慮するものとする。

¹⁶ レコメンドとは、一般に、利用者の購入履歴やアンケート、好みが似た他の利用者の情報を分析し、利用者の好みに合った物品やサービスを推薦する手法をいう。「デジタル大辞泉「レコメンド」の解説」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/レコメンド-661550>>

¹⁷ コンテンツモデレーションとは、一般に、「投稿監視」とも称されるように、特にソーシャルメディアを運営するプラットフォームが、自らが運営又は所有するオンラインプラットフォーム上に掲載されるコンテンツを監視し、それらが違法なものである場合や、自己の定める利用規約に違反する場合に、当該コンテンツの削除や当該コンテンツの投稿を行ったアカウントの停止などの措置を講じることをいう（水谷瑛嗣郎「ソーシャルメディア・プラットフォームのコンテンツ・モデレーションと「表現の自由」」『メディア・コミュニケーション』72号、2022.3、p.27.）。

第35条 リスクの軽減

第1項 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンの事業者は、第34条に従って識別された特定のシステムリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な緩和措置を、当該措置が基本的権利に与える影響に特に考慮して、講じなければならない。当該措置には、該当する場合、次の措置を含む。

- (a) サービスのデザイン、特徴又は機能（オンラインインタフェースを含む。）を適合させること
- (b) 利用規約及びその運営を適合させること
- (c) コンテンツモデレーションのプロセス（特定の種類の違法コンテンツに関連する通知を処理する速度及び品質、特に違法なヘイトスピーチ又はサイバー暴力に関して、適切な場合には、通知されたコンテンツの迅速な削除又はアクセス不能化を含む。）、並びに関連する意思決定プロセス及びコンテンツモデレーションのための専用リソースを適合させること
- (d) アルゴリズムシステム（レコメンドシステムを含む。）を試験し、及び適合させること
- (e) 広告システムを適合させ、当該事業者が提供するサービスにおける広告の表示を制限し又は調整することを目的とした対象を絞った（targeted）措置を採用すること
- (f) 特にシステムリスクの検出に関して、事業者の活動の内部プロセス、リソース、試験、文書化、又は監督を強化すること
- (g) 第22条に従った信頼できる警告者との協力、及び第21条に従った裁判外紛争解決機関の決定の実施を開始し又は調整すること
- (h) 第45条及び第48条にいう行動規範及び危機対応メカニズムを通じて、他のオンラインプラットフォーム又はオンライン検索エンジンの事業者との協力を開始し又は調整すること
- (i) サービス利用者への更なる情報提供のため、啓発活動を実施すること及びオンラインインタフェースを適合させること
- (j) 子どもの権利を守るための対象を絞った措置（年齢認証及びペアレンタル・コントロール・ツール、未成年者が虐待にあっていることを知らせ又は支援を得ることを助けることを目的としたツールを含む。）を適切に講じること
- (k) 生成又は操作された画像、音声又は動画によって構成されるかどうかにかかわらず、現存する人、物、場所その他の実体又は事象に著しく類似し、かつ人に真正又は真実であると虚偽の認識を与える情報が、オンラインインタフェースに表示されたときに目立つ印によって判別できるようにし、及び、加えて、サービスの利用者がそのような情報を指摘することができる、容易に利用可能な機能を提供することを確保すること

第2項～第3項 略

第 45 条 行動規範

第 1 項 欧州委員会及び会議〔欧州デジタルサービス会議〕は、特に競争及び個人情報の保護に関する欧州連合の法律に従い、異なる種類の違法コンテンツ及びシステミックリスクへの対処についての特定の課題を特に考慮に入れて、本規則の適切な適用に貢献するため、欧州連合レベルでの自主的な行動規範の作成を奨励及び促進するものとする。

第 2 項 第 34 条第 1 項の趣旨における重大なシステミックリスクが出現し、複数の巨大オンラインプラットフォーム又は巨大オンライン検索エンジンに関係する場合、欧州委員会は、関係する巨大オンラインプラットフォームの事業者又は巨大オンライン検索エンジンの事業者、又、必要に応じて、その他の巨大オンラインプラットフォーム、巨大オンライン検索エンジン、オンラインプラットフォーム及び他の媒介サービスの事業者、並びに、関係当局、市民社会組織、及び関連する利害関係者（ステークホルダー）に対し、具体的なリスク軽減措置を講じることを約束すること及び講じた措置とその結果に関する定期的な報告の枠組みを定めることを含め、行動規範の作成に参加することを求めることができる。

第 3 項 第 1 項及び第 2 項を実施する際、欧州委員会及び会議、並びに関連する他の機関は、行動規範がその特定された目的を明確に定め、その目的の達成度を測定するための重要業績評価指標（KPI）を有し、全ての利害関係者、特に連邦レベルの市民の求めと利益に相応の配慮がなされていることを確保することを目指すものとする。また、欧州委員会及び会議は、参加者が、講じた措置とその結果について、その中に含まれる重要業績評価指標に照らして測定することにより、欧州委員会及びそれぞれの設立地に対応するデジタルサービスコーディネーターに対し定期的に報告することを確保する。重要業績評価指標及び報告の約束は、参加者間の規模及び能力の違いを考慮したものとする。

第 4 項 委員会及び会議は、行動規範が第 1 項及び第 3 項に基づき特定された目的を満たしているかどうかを評価し、行動規範に含まれる可能性のある重要業績評価指標を考慮して、その目的の達成状況を定期的に監視及び評価するものとする。委員会及び会議は、その結論を公表するものとする。

また、委員会と理事会は、行動規範の定期的な見直しと適合を奨励し、促進するものとする。行動規範の遵守を組織的（systematic）に怠った場合、委員会及び会議は、行動規範の署名者に必要な措置を執るよう求めることができる。

2022 年偽情報に関する強化された行動規範

欧州委員会はその対策の一環として、2018 年 4 月から、民間における自主的な偽情報対策の支援を開始し、2018 年 9 月 26 日、オンラインプラットフォーム、主要なソーシャルネットワーク、広告者及び広告業界による自主規範である「偽情報に関する EU 行動規範」が策定された。ただ、2019 年に行われた総括では、ある程度の成果は見られたものの、十分なものとは言えなかったと評価された。このため、2020 年に策定された欧州民主主義行動計画では、この行動規範を強化するためのガイダンスを 2021 年春に公表することとされ、2021 年 5 月に政策文書「偽情報に関する行動規範の強化についての欧州委員会のガイダンス（European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation）」が公表さ

れ、関係者による「偽情報に関する EU 行動規範」の改定作業が進められることとなった。そして、2022 年 6 月 16 日、この改定作業の参加者が、改定作業の成果である **2022 年偽情報対策行動規範** に署名し、これを公表した。

(出典) 南亮一「EU 域内の国民投票運動におけるオンライン広告規制の動向—政治広告の透明性の確保及び偽情報対策の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.156. (一部を省略した)

その後、デジタルサービス法第 45 条に基づき、上記の 2022 年偽情報対策行動規範は、「偽情報に関する行動規範 (Code of Conduct)」として、デジタルサービス法の枠組みに正式に統合されることになった¹⁸。

「2022 年偽情報対策行動規範」の概要

(1) 非収益化 (demonetisation) : 偽情報の提供者の金銭的なインセンティブを断ち切ること

オンラインプラットフォームなどの署名者は、偽情報の提供者が広告収入から利益を得ないよう、偽情報の隣に広告を配置したり、偽情報を含む広告を拡散させたりしないための、より強力な措置を講じる。また、広告業界の関係者間のより効果的な協力関係を構築し、より強力な共同行動を可能とする。

(2) 政治広告の透明性

署名者は、より強力な透明性対策を講じ、より効率的なラベリングによりユーザーが政治広告を容易に識別できるようにし、広告主、広告費及び表示期間を明示する。さらに署名者は、政治広告を効率的に検索することができる広告ライブラリーを設置する。

(3) サービスの完全性の確保

署名者は、偽情報の拡散に用いられる操作行為 (偽アカウント、ボットによる増幅、なりすまし、悪意のあるディープフェイクなど) を縮減するための対策を強化し、このような技術に関する課題に立ち向かうために署名者間で強い協力関係を確立する。署名者間で偽情報を拡散するための許容されない操作行為及び運用について、サービス横断的な了解に達する。また、悪意ある行為者が採用する戦術、技術及び手順のリストを定期的に見直し、認識された操作行為及び運用の範囲をカバーする明確な方針を適用することを、署名者に義務付ける。

(4) ユーザーを強化する取組

署名者は、ユーザーが偽情報を認識し、理解し、識別し、権威ある情報源にアクセスするためのツールを強化し、メディアリテラシー向上の取組を行うことにより、ユーザーが偽情報からよりよく保護されるようにする。署名者はさらに、偽情報の拡散を制限し、レコメンドシステムの透明性を高めるようにするため、安全な設計を行うことを保証する。

(5) 研究者を強化する取組

オンラインプラットフォームは、研究者がプラットフォームのデータによりよく、より広くアクセスできるようにするため、非個人化されたデータ又は匿名化され、集計され、若しくは明示的に公開されているデータへの自動アクセスを確保し、追加的な精査を必要とするデータへのアクセスを簡素化するためのデータ管理の仕組みを設ける方向で取り組む。

¹⁸ “Commission endorses the integration of the voluntary Code of Practice on Disinformation into the Digital Services Act,” 2025.2.13. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_505>

(6) ファクトチェッカーのコミュニティの強化

署名者は、ファクトチェックの範囲を全ての EU 加盟国及びその言語へと拡張し、プラットフォームがそのサービスにおいてファクトチェックをより着実に行えるようにすることを確保する。さらに、ファクトチェッカーの業務に対する公正な財政的な貢献と、ファクトチェッカーが日常業務を円滑に行うための情報へのアクセスの改善にも取り組む。

(7) 透明性センター及びタスクフォース

署名者は、全ての市民がアクセスできる「透明性センター」を通じて、2022 年偽情報対策行動規範の実施情報を容易に把握できるようにし、透明性と関連データの定期的な更新を提供する。また、特に技術的、社会的、市場的及び法的な発展を踏まえて行動規範のコミットメントを見直し、適応させるためのフォーラムを設置するため、常設のタスクフォースを設けることにより、2022 年偽情報対策行動規範が将来にわたり目的に適合するように維持する。

(8) モニタリングの枠組みの強化

2022 年偽情報対策行動規範には、EU 全体及び加盟国各国における 2022 年偽情報対策行動規範の実施状況を評価するためのサービスレベル指標を含む、強力なモニタリングの枠組みが用意されている。署名者は、2023 年初頭までに、2022 年偽情報対策行動規範の実施状況に関する最初の基本報告書 (baseline reports) を欧州委員会に提出する予定とする。また、その後については、非常に大規模なオンラインプラットフォームは 6 か月ごとに、その他の署名者は 1 年ごとに、それぞれ報告する予定とする。

(出典) 南亮一「EU 域内の国民投票運動におけるオンライン広告規制の動向—政治広告の透明性の確保及び偽情報対策の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.158-159.

また、選挙（場合により、地方選挙やレファレンダムを含む。）については、欧州委員会が、ガイドラインを策定し、2024 年 4 月 26 日に正式に採択している。

巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンラインサーチエンジンの事業者に対する、規則 (EU) 2022/2065 第 35 条第 3 項に基づく選挙プロセスにおけるシステミックリスクの軽減に関する委員会ガイドライン

このガイドラインでは、事業者が行うべき軽減措置として、選挙特有の軽減措置 (3.2) と生成 AI に関連する軽減措置 (3.3) の 2 つに分けて具体的に列挙されている。選挙特有の軽減措置としては、①選挙プロセスに関する公式情報へのアクセスの容易化 (第 27 項 a 号)、②メディア・リテラシーの取組 (同項 b 号)、③ユーザーがコンテンツへの評価を的確に行うことを支援するための情報の提供措置 (独立したファクトチェッカーにより提供される、偽情報である旨や外国による情報操作が行われた旨を示すラベルの表示、「公式」アカウントである旨の表示、特定の国に支配された団体が管理するアカウントであることの表示等) (同項 c 号)、④レコメンド・システムを通じて悪影響を及ぼすことに対する軽減措置 (同項 d 号)、⑤政治広告の透明化及びターゲティングに関する 2024 年 3 月 13 日の欧州議会及び理事会規則第 5 条第 1 項 (EU における政治広告サービスの提供について、スポンサー及び欧州議会の政党の拠点の場所だけにに基づく差別的な扱いを禁止する規定) の遵守等 (同項 e 号)、⑥偽情報コンテンツの非収益化 (同項 g 号)、⑦第三者による調査のためのデータへのアクセス

(3.2.2) などが挙げられている。また、生成 AI に関連する軽減措置としては、⑧生成 AI コンテンツであることが電子透かしなどの技術や手段により検出できるようにすること（第 39 項 a 号）、⑨生成 AI で作成した情報が、選挙所管組織からの公式情報などの信頼できる情報源に可能な限り基づいていることの確保（第 39 項 b 号）、⑩生成 AI で作成したコンテンツの潜在的な誤りについて利用者に警告し、信頼できる情報源を参照するようユーザーに勧め、ユーザーに強い影響のある虚偽コンテンツの作成を防止するための保護措置を講じること（同項 c 号）などが挙げられている。

(出典) 南亮一「選挙における違法コンテンツや偽情報等の拡散等のリスクの軽減措置に関するガイドラインの策定—EU—」『外国の立法 月刊版』(300-1), 2024.7, pp.14-15.

(3) 運用状況

巨大オンラインプラットフォーム等として指定を受けたサービスを提供する事業者は、システミックリスクの自己評価等を行い、報告書等を公表している¹⁹。また、欧州議会選挙、ドイツ連邦議会選挙に際しては、関係する事業者により、選挙期間中に生じ得る各種のリスクに対処するための演習（ストレステスト）が実施されている²⁰。

2025 年 3 月 27 日現在、欧州委員会により制裁金が科された事例はないが、法的手続が開始された事例は複数存在する²¹。例えば、2024 年 12 月には、ルーマニア大統領選において、TikTok が外国からの干渉のリスクに対処しなかった可能性があるとして手続が開始されている²²。

(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

EU では、前述の 2022 年偽情報対策行動規範において、ファクトチェック団体の強化について規定されている。

また、次のとおり、EU 機関である欧州対外活動庁による真偽検証活動が実施されている。

EU は、ロシアのディスインフォメーション・キャンペーンに対抗するため、2015 年 9 月、EU の外務省に当たる欧州対外活動庁（European External Action Service）内に「東方戦略的コミュニケーションタスクフォース」（East StratCom Task Force: ESTF）を設置した。ESTF

¹⁹ “How the Digital Services Act enhances transparency online,” European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/dsa-brings-transparency>>

²⁰ “Commission stress tests platforms’ election readiness under the Digital Services Act,” 2024.4.24. European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-stress-tests-platforms-election-readiness-under-digital-services-act>>; “German Digital Services Coordinator tests platforms’ readiness under the Digital Services Act,” 2025.1.31. European Commission website. <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/german-digital-services-coordinator-tests-platforms-readiness-under-digital-services-act>>

²¹ European Commission website *op.cit.*(15) 手続が進行した事例としては、X における広告の透明性等の措置が不十分であるとして予備的見解の通知に至った例、TikTok が、利用者のポイント獲得（報酬）プログラム導入に際し事前に十分なリスク評価が行われていなかったとしてコミットメントの決定（ポイント獲得（報酬）プログラムの EU における停止等）を行った例がある（野村総合研究所「違法・有害情報に関する諸外国の対応事例（デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第 3 回）資料）」2025.3.26, pp.18-21. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000999897.pdf>; “Commission sends preliminary findings to X for breach of the Digital Services Act,” 2024.7.12. European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-sends-preliminary-findings-x-breach-digital-services-act>>; “TikTok commits to permanently withdraw TikTok Lite Rewards programme from the EU to comply with the Digital Services Act,” 2024.8.5. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_4161>

²² “Commission opens formal proceedings against TikTok on election risks under the Digital Services Act,” 2024.12.17. European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-opens-formal-proceedings-against-tiktok-election-risks-under-digital-services-act>>

は、主力プロジェクトとして EUvsDisinfo というウェブサイトを運営し、EU 加盟国や近隣諸国に広がる親ロシアのメディアに由来するディスインフォメーションを識別・検証して発表する取組を行っている。ESTF の取組には、ロシアのディスインフォメーションの影響への認識を高めたとする評価がある一方、EU にとって好ましくない意見を虚偽の情報と判定するなど、公平性に問題のある事例があるとする指摘も出ている。

(出典) 久古聡美「第 2 章 デジタル影響工作をめぐる動向と対応」『デジタル時代の技術と社会』国立国会図書館, 2024, p.42. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13383211>>

EU において、2020 年に、偽情報対策における各ステークホルダー間の連携組織として、欧州デジタルメディア観測所 (The European Digital Media Observatory: EDMO) が設立された。EDMO は、本部を欧州大学院大学 (EUI) 内に置いており、ロシアのウクライナ侵攻においては、EU 加盟国のファクトチェック組織によるファクトチェック記事をデータベース化し、公開するなどしている。EDMO は、EU から財政援助を受けているものの、完全に独立している組織とされる。また、EUI 等により設立された欧州メディア情報基金 (EMI ファンド) は、ファクトチェック活動のほか、メディアリテラシー活動への支援を行っている²³。

²³ 認定 NPO 法人ファクトチェック・イニシアティブ・早稲田大学次世代ジャーナリズム・メディア研究所「ファクトチェック白書 2024」2024.6, pp.106-110. <<https://fij.info/wp-content/uploads/2024/06/fcwpj2024.pdf>> なお、欧州デジタルメディア観測所 (EDMO) の事務局長は、「偽情報との戦いの掛け声の下で EDMO はいろいろなステークホルダーを束ねている。だから政治に左右されず、独立性・公平性を維持するのは極めて大切」と語ったとされる (同, p.109.)。

3 英国

英国では、2023 年にオンライン安全法（Online Safety Act 2023(2023 c.50)）が成立している。

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制

オンライン安全法では、新たに虚偽通信罪（第 179 条）が規定された。

第 179 条 虚偽通信罪

- (1) 次のいずれにも該当する者は、有罪とする。
 - (a) 当該者がメッセージを送信すること（第 182 条参照）
 - (b) 当該メッセージは、当該者が虚偽であることを知っている情報を伝達するものであること
 - (c) 当該者は、メッセージを送信した時点で、当該メッセージ又は当該メッセージに含まれる情報が、想定される受け手（audience）に重大な（non-trivial）心理的又は身体的な危害を与えることを意図していたこと
 - (d) 当該メッセージの送信について、合理的な理由がないこと
- (2)～(4) 省略
- (5) 本条に基づき有罪とされた者は、次の刑に処す。
 - (a) イングランド及びウェールズにおいて略式有罪判決を受けた場合 略式犯罪の最高刑期を超えない拘禁又は罰金（又はその両方）
 - (b) 北アイルランドにおいて略式有罪判決を受けた場合 6 月以下の拘禁又は標準罰金等級のレベル 5 以下の罰金（又はその両方）
- (6) 第(5)項(a)において「略式犯罪の最高刑期」とは、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める期間をいう。
 - (a) 2003 年刑事司法法（the Criminal Justice Act 2003）第 281 条第 5 項の施行前に犯罪が行われた場合 6 月
 - (b) それ以降に行われた場合 51 週間

(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制

オンライン安全法は、利用者間サービス（SNS 等）及び検索サービスに対し、違法コンテンツへの対応、子どもの保護等を義務付けている。なお、規制の対象は、犯罪を構成するコンテンツであって、偽情報一般は含まれない。利用者間サービスにリスク評価等が求められる優先的違法コンテンツには、外国干渉（foreign interference）の罪が含まれる（附則 7 第 37 項）。外国干渉の罪は、2023 年国家安全保障法（National Security Act 2023(2023 c.32)）第 13 条に規定される犯罪であり、国家による偽情報を用いた干渉を背景として制定されたものである²⁴。

なお、政府提出法案には、合法だが有害なコンテンツに関する義務が含まれており、特に個人に重大な身体的又は心理的危険をもたらす可能性のある偽情報や誤情報が対象として想定さ

²⁴ “Foreign interference: National Security Bill factsheet,” Updated 19 August 2024. <<https://www.gov.uk/government/publications/national-security-bill-factsheets/foreign-interference-national-security-bill-factsheet>>

れていたが、審議過程で批判を受けて削除された²⁵。

第3条 「利用者間サービス」及び「検索サービス」

- (1) この法律において、「利用者間サービス」とは、サービスの利用者によってサービス上で直接生成された、又はサービスの利用者によってサービス上にアップロードされ、又は共有されたコンテンツが、サービスの他のユーザーによって遭遇される可能性のあるインターネットサービスをいう。
- (4) この法律において、「検索サービス」とは、検索エンジン（第229条参照）である、又は、検索エンジンを含むインターネットサービスをいう。

第9条 違法コンテンツのリスク評価業務

- (5) 特定の種類のサービスの「違法コンテンツリスク評価」とは、当該種類のサービスに関連するリスクプロファイルを考慮した、次の事項の評価を意味する。
- (a) ユーザー層
- (b) 本サービスの利用者である個人が、本サービスによって次の違法コンテンツに遭遇するリスクの程度
- (i) 各種の優先的違法コンテンツ（種類ごとに個別に評価すること）
- (ii) その他の違法なコンテンツ
- 特にサービスによって使用されるアルゴリズム、及び本サービスによってコンテンツがいかに容易、迅速かつ広範囲に広められるか、を考慮すること
- (c) 優先犯罪の実行又は助長にサービスが利用されるリスクの程度
- (d) 各種の違法コンテンツ、又は優先犯罪の実行若しくは助長のためのサービスの利用によってもたらされる、個人に対する危害のリスクの程度
- (e)~(h) 省略

第10条 違法コンテンツに関する安全義務

- (1) 本条は、規制された利用者間サービスに関連して適用される違法コンテンツに関する義務を定める。

全てのサービス

- (2) サービスに関して、サービスの設計又は運営に関連する、次の事項に対する適切な措置を講じ又は利用する義務
- (a) 個人がサービスを通じて優先的違法コンテンツに遭遇することを防止すること
- (b) サービスの最新の違法コンテンツリスク評価で特定された、サービスが優先犯罪の実行又は助長に使用されるリスクを効果的に軽減し、かつ、管理すること
- (c) サービスの最新の違法コンテンツリスク評価（第9条(5)(g)）で特定された、個人への危害のリスクを効果的に軽減し、管理すること

²⁵ John Woodhouse et al., “Online Safety Bill: progress of the Bill,” 2023.10.31. House of commons library <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9579/>>; 三菱総合研究所「インターネット上の違法・有害情報を巡る英国の動向」（プラットフォームサービスに関する研究会（第24回）資料）2021.3.17. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000739935.pdf>

- (3) 次の目的で設計された適切なシステムとプロセスを用いてサービスを運営する義務
- (a) 優先的違法コンテンツが存在する時間を最小限にすること
 - (b) プロバイダが、違法なコンテンツの存在について人から警告を受けた場合、又はその他の方法でそれを認識した場合、当該コンテンツを速やかに削除すること
- (4)～(8) 省略

第59条 「違法なコンテンツ」等

- (2) 「違法コンテンツ」とは、関連犯罪 (relevant offence) に相当するコンテンツを意味する。
- (3) 次のいずれかの場合、特定の言葉、画像、音声又は音から成るコンテンツは、関連犯罪に相当する。
- (a) 言葉、画像、音声又は音の使用が、関連する犯罪に相当する場合
 - (b) コンテンツの所持、閲覧又はアクセスが関連犯罪に該当する場合
 - (c) コンテンツの公表又は流布が関連犯罪に該当する場合
- (4) 「関連犯罪」とは、次のいずれかをいう。
- (a) 優先犯罪 (priority offence)
 - (b) 第(5)項に規定する犯罪
- (5) 次のいずれにも該当する場合、犯罪は本条の対象である。
- (a) 優先犯罪ではないこと
 - (b) 犯罪の被害者又は被害を意図した者が個人 (又は複数の個人) であること
 - (c) 当該犯罪が、この法律によって、又はこの法律が成立する前後に、次のいずれかの形で創設されたこと
 - (i) 他の法律
 - (ii)～(iv) (略)
- (6) ただし、次のいずれかの場合は、第(5)項に該当しない。
- (a) 当該犯罪が次のいずれかに該当するとき
 - (i) 知的財産権の侵害
 - (ii)～(iii) (略)
 - (b) 省略
- (7) 「優先犯罪」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (a) 附則5 (テロ犯罪) に規定する犯罪
 - (b) 附則6 (児童の性的搾取及び虐待に関する犯罪) に規定する犯罪
 - (c) 附則7 (その他の優先犯罪) に規定する犯罪
- (8)～(9)省略
- (10) 「優先的違法コンテンツ」とは、次のものをいう。
- (a) テロリズムコンテンツ
 - (b) 児童性的搾取・虐待コンテンツ
 - (c) 附則7に定める犯罪に相当するコンテンツ

附則 7 優先犯罪

外国干渉 (foreign interference)

37 2023 年国家安全保障法 (National Security Act 2023) 第 13 条に規定する犯罪 (外国干渉)

2023 年国家安全保障法 (National Security Act 2023)

第 13 条 外国干渉：一般

- (1) 次のいずれにも該当する者は、有罪とする。
- (a) 当該者が禁止行為 (prohibited conduct) を行ったこと
 - (b) 禁止された行為に関して、外国の権力という条件が満たされること
 - (c) 当該者が、禁止行為又はその行為の一部を構成する一連の行為について、干渉効果を意図していること
- (2)~(7) 省略

第 14 条 外国干渉：「干渉効果」 (interference effect) の意味

- (1) 第 13 条において「干渉効果」とは、次に掲げる効果をいう。
- (a) 特定の者による英国における慣習上の権利の行使に干渉すること
 - (b) いずれかの者による公的機能の行使に影響を及ぼすこと
 - (c) いずれかの者が、公的機能の行使において提供されるサービスを利用するかどうか、又はどのように利用するかに干渉すること
 - (d) (公的機能の行使を除く) 何人かが、関連する政治的プロセスに参加するかどうか、又はどのように政治的意思決定を行うかに干渉すること
 - (e) (公的機能の行使を除く) 何人かが、英国の法律に基づく法的手続に参加するかどうか、又はどのように参加するかに干渉すること
 - (f) 英国の安全又は利益を害すること

第 15 条 外国干渉：「禁止行為」の意味

- (3) 行為が、虚偽表示 (misrepresentation) を行うことを伴う場合、当該行為は、第 13 条の目的において禁止行為である。
- (4) 虚偽表示とは、表示であって次のいずれにも該当するものをいう。
- (a) 合理的個人が、干渉効果の重要な点において虚偽又は誤解を招くと考えらるであろうものであること
 - (b) 当該表示を作成する者が、干渉効果の重要な点において虚偽又は誤解を招くことを知り又は意図していること
- (5) 虚偽表示は、陳述その他の行為によって行うことができ、明示又は黙示を問わない。
- (6) 虚偽表示には、特に次の行為が含まれる。
- (a) 人の身元又は目的に関する虚偽表示
 - (b) 情報の一部又は全部が真実であっても、虚偽表示に相当する方法で情報を提示すること

第5章 詐欺広告 (fraudulent advertising) に関する義務

第38条 詐欺広告に関する義務 (カテゴリー1 サービス²⁶)

- (1) カテゴリー1 サービスは、次に掲げる要件を満たすように設計された適切なシステム及びプロセスを用いなければならない。
 - (a) 個人が、サービスを通じて詐欺広告を構成するコンテンツに遭遇することを防止すること
 - (b) 前号のコンテンツが存在する時間を最小化すること
 - (c) 前号のコンテンツの存在を知らされた又はその他の方法で知ったときは、速やかに当該コンテンツを削除すること
- (2) カテゴリー1 サービスの提供者は、第1項に基づく義務を順守する目的でサービスにおいて用いられるプロアクティブな技術 (技術の種類、使用時期、仕組みなどを含む。) について情報を与えるため、利用規約に明確かつアクセスしやすい条項を含めなければならない。
- (3) カテゴリー1 サービスに関して、次の各号のいずれにも該当する場合には、広告は「詐欺広告」である。
 - (a) 第236条にいう有料広告であること。
 - (b) 第40条に規定する犯罪に相当すること (第59条に従って解釈される: 同条第3項、第11項、第12項参照)。
 - (c) 当該サービスとの関係で第55条に規定する規制された利用者生成コンテンツに当たらないこと
- (4) ある者が1以上のカテゴリー1 サービスの提供者である場合には、本条に基づく義務は、各個別のサービスとの関係で適用される。
- (5) 本条の目的のため、適切性の決定に当たっては、特に次に掲げる要素を考慮する。
 - (a) 各種の詐欺広告によってもたらされる、個人に対する潜在的な被害の性質及び重大性
 - (b) 当該サービスにおいて提供者が広告の設置との関係で有するコントロールの度合い
- (6)~(8) 省略

(3) 運用状況

虚偽通信罪の適用例として、暴動が懸念される中で、極右の暴徒に追われているという虚偽の内容を SNS に投稿したことについて、3 か月の拘禁刑及び 154 ポンドの支払を命じられた事例がある²⁷。

前述のとおり、オンライン安全法によるプラットフォーム事業者の義務に関して、偽情報一般は対象でないが、優先的違法コンテンツには虚偽表示による外国干渉の罪が含まれる。英国

²⁶ 規則に定める基準を満たすものとして、英国通信庁が指定する (第95条)。カテゴリー1 サービスは、利用者サービスであって、①英国内の月間アクティブ利用者の平均が 3400 万人を超え、かつ②レコメンドシステムを用いるもの、又は、①英国内の月間アクティブ利用者の平均が 700 万人を超え、②レコメンドシステムを用い、かつ③サービス上で利用者に対し、他の利用者に規制された利用者生成コンテンツを転送し又は共有するための機能を提供するもの (The Online Safety Act 2023 (Category 1, Category 2A and Category 2B Threshold Conditions) Regulations 2025(2025 No. 226))

²⁷ “Man jailed after fake claim on TikTok video that he was ‘running for his life’ from rioters,” 2024.8.9. Derbyshire Constabulary website <<https://www.derbyshire.police.uk/news/derbyshire/news/news/south/2024/august/man-jailed-after-fake-claim-on-tiktok-video-that-he-was-running-for-his-life-from-rioters/>>

通信庁（Ofcom）は、2025年2月に違法コンテンツに関する行動規範を公表し、これに伴い、プラットフォーム事業者は、2025年3月16日までにリスク評価を行い、翌17日から行動規範に準拠した措置を講ずることとなった²⁸。

(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

民間では、報道機関及び慈善団体（charity）によるファクトチェックが実施されている。主要なものとして、BBC Verify、Channel 4 FactCheck、Full Factが挙げられる²⁹。

政府によるものとして、コロナ禍の2020年に、対偽情報ユニット（The Cross-Whitehall Counter Disinformation Unit）が設置された。虚偽の情報が特定された場合には、SNS上での直接的な反論等を含む適切な対応が執られるものとされていた³⁰。同ユニットは、その後、国家安全保障オンライン情報チーム（National Security Online Information Team: NSOIT）と名称を変更し、国家安全保障又は治安上のリスクとなり、かつプラットフォームの利用規約違反となるものが特定された場合に、プラットフォームに情報を共有するなどの活動を行っている³¹。

²⁸ “Statement: Protecting people from illegal harms online,” 2025.3.24.update. Ofcom website <<https://www.ofcom.org.uk/online-safety/illegal-and-harmful-content/statement-protecting-people-from-illegal-harms-online/>>

²⁹ Tom Edgington, “Perceptions, power, and polarisation: the political impact of UK fact-checking,” 2024.12, p.10. Reuters Institute website <https://reutersinstitute.politics.ox.ac.uk/sites/default/files/2025-01/RISJ%20Fellows%20Paper_Tom%20E_MT24_Final.pdf>; 笹川平和財団 安全保障研究グループ 前掲注(3), pp.20-21.

³⁰ “Coronavirus: Disinformation: Question for Department for Digital, Culture, Media and Sport,” 2022.1.6. UK Parliament website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2022-01-06/98962>>

³¹ “National Security Online Information Team: Question for Department for Science, Innovation and Technology,” 2023.11.7. UK Parliament website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2023-11-07/43>>

4 台湾

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制

偽情報の流布を一般的に規制する法律として社会秩序維持法がある。

社会秩序維持法

第 63 条第 1 項第 5 号：公共の安寧秩序に影響を及ぼすと認められる風説を流布した者は、3 日以下の拘留又は 3 万台湾ドル（約 14.6 万円）以下の過料に処する。

他に、選挙、感染症、災害等特定の種類の情報の流布を禁止する法令が存在する。

公職者選挙罷免法（「公職人員選挙罷免法」）

第 104 条：候補者を当選若しくは落選させ、又は解職請求を成立若しくは不成立にさせる目的で、文書、図画、録音、録画、演説又は他の方法により、風説を流布し、又は虚偽の内容を広め、公衆又は他人に損害を与えると認められる者は、5 年以下の懲役に処する。（第 1 項）

- ・候補者、解職請求を受けた者又は解職請求の代表者自身のディープフェイク（深度偽造）による音声、画像又は電磁的記録を流布し、放送し、又は他の方法を用いて閲覧に供する方法によって、前項の罪を犯した者は、7 年以下の懲役に処する。（第 2 項）

感染症予防法（「傳染病防治法」）

第 63 条：感染症の流行状況に関する風説又は偽情報を流布し、公衆又は他人に損害を与えると認められる者は、300 万台湾ドル（約 1465 万円）以下の罰金に処する。

災害防止救助法（「災害防救法」）

第 53 条：

- ・災害に関する風説又は偽情報を流布し、公衆又は他人に損害を与えると認められる者は、3 年以下の懲役、拘留、又は 100 万台湾ドル（約 488 万円）以下の罰金に処する。（第 3 項）
- ・前項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、無期懲役又は 7 年以上の懲役に処する。重傷を負わせた者は 3 年以上 10 年以下の懲役に処する。（第 4 項）

食糧管理法（「糧食管理法」）

第 15 条の 1：何人も、市場の食糧価格又は管轄当局による食糧生産及び販売価格並びに公用食糧調達計画の実施に影響を及ぼすような風説又は偽情報を故意に流布してはならない。

第 18 条の 3：第 15 条の 1 の規定に違反し、農家の収入又は消費者の利益を害すると認められる者は、6 万台湾ドル（約 29 万円）以上 30 万台湾ドル（約 146 万円）以下の過料に処する。

（出典）岩下詩帆「台湾における偽情報の拡散—2024 年台湾総統選を中心に—」『レファレンス』885 号、2024.9, pp.93-96. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13741301>> から抜粋。

広く影響力工作への対応としては、**反浸透法**が制定されている。

反浸透法は、2020 年に施行され、「域外敵対勢力」の組織・人物などから指示や委託あるいは資金援助を受けて、政治献金や違法な選挙活動に携わることなどを禁じた法律であり、5 年以下の懲役及び 1000 万台湾ドル（約 4882 万円）以下の罰金が科される。2023 年 12 月には、

台湾の記者が域外敵対勢力とされる「中国共産党福建省委員会」からとみられる指示を受け、虚偽の世論調査結果を作成・公表したことにより、反浸透法及び正副総統選挙罷免法違反の疑いがあるとして身柄を拘束されたと報じられている。

(出典) 岩下詩帆「台湾における偽情報の拡散—2024年台湾総統選を中心に—」『レファレンス』885号, 2024.9, p.94. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13741301>> から抜粋。

(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制

2022年にデジタル仲介サービス法案（數位中介服务法案）が提出されたが、成立しなかった³²。

(3) 運用状況

社会秩序維持法の運用状況として、次の点が指摘されている。

社会秩序維持法第63条第1項第5号を適用し2018年から2019年までに審理された事件は、ほぼ選挙に関する情報を対象としたものであったという（注）。近年の例では、2022年にビデオゲームストリーミング twitch で蔡英文総統が死亡したという偽情報を拡散したインフルエンサーに3,000台湾ドル（約1.5万円）の過料が科せられたという事件がある。

(出典) 岩下詩帆「台湾における偽情報の拡散—2024年台湾総統選を中心に—」『レファレンス』885号, 2024.9, p.93. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13741301>>から抜粋。

(注) 文献では、2018年以降、「118件の刑事裁定中で、無罪となったのは83件、過料を科したのは32件、3件は公訴時効期間が過ぎたため審理を受けなかった」とされる（陳徳穎「台湾における偽情報の対策および現況」『情報法制レポート』4号, 2023.3, p.87. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jilis/4/0/4_82/_pdf/-char/ja>）。

(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

デバンキング（事前暴露）に関しては、行政院がファクトチェックのサイトを開設しており、虚偽が判明後4時間以内にプレスリリースを出しているほか、事実確認を行う民間のファクトチェック団体（台湾ファクトチェックセンター（TFC）、MyGoPen）、政府の偽情報の対策・効果を研究し、評価を行う民間の評価機関（IORG、台湾民主実験室（Doublethink Lab）、黒熊学院）もある。

(出典) 岩下詩帆「台湾における偽情報の拡散—2024年台湾総統選を中心に—」『レファレンス』885号, 2024.9, p.93. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13741301>> から抜粋。

LINEは、行政院のほか、TFC等のファクトチェック団体と協力することを通じて、LINE FACT CHECKERというLINEを用いたファクトチェックサービスを提供している³³。

³² 陳徳穎「台湾における偽情報の対策および現況」『情報法制レポート』4号, 2023.3, pp.84-85. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jilis/4/0/4_82/_pdf/-char/ja>

³³ 陳 同上, p.86.

5 日本

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制

偽情報の発信一般を規制する法令はない。

虚偽の情報の発信に適用され得る規定には次のようなものがある。

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（虚偽事項の公表罪）

第 235 条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（名誉毀損）

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

（公共の利害に関する場合の特例）

第 230 条の 2 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

（信用毀損及び業務妨害）

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に関する規制

権利侵害情報に対する対応の迅速化、運用状況の透明化を図る法律として、**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)**（「**情報流通プラットフォーム対処法**」³⁴⁾）がある。

同法では、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されたとする者による発信者情報の開示請求権及び開示に係る裁判手続について定めがある。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第五条第三項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。
- 三 特定電気通信役務 特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。
- 四 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務を提供する者をいう。

(発信者情報の開示請求)

第5条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハマまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
 - ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定め

³⁴ 旧「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）により改正。

るもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

第4章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

(発信者情報開示命令)

第8条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

(提供命令)

第15条 本案の発信者情報開示命令事件に係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

であって総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2～5（省略）

同法による義務の対象となる事業者は大規模特定電気通信役務提供者である。

(定義)

第2条

十四 大規模特定電気通信役務提供者 第二十条第一項の規定により指定された特定電気通信役務提供者をいう。

(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

第20条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。（注1）

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延

べ発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。(注2)

- 二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置(侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。)を講ずることが技術的に可能であること。
- 三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

(注1) 総務省令(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則(令和4年総務省令第39号))では、それぞれ次のとおり規定。総務省令で定める者:同項の指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者、総務省令で定める期間:1年間、総務省令で定める数:1000万(第8条第1項から第3項まで)。

(注2) 総務省令ではそれぞれ次のとおり規定。総務省令で定める期間:1年間、総務省令で定める数:(全ての種類について)200万(第8条第4項、第5項)。

課される削除対応の迅速化に係る規律等の義務に関する条文としては、次のようなものが挙げられる。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第22条 大規模特定電気通信役務提供者(前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。)は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者(次条において「被侵害者」という。)が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

- 2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。
 - 二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。
 - 三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者(第二十五条において「申出者」という。)に明らかとなるものであること。

(侵害情報に係る調査の実施)

第23条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

(申出者に対する通知)

第25条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の

申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨

二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき その旨及びその理由

2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

一 第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)

第 26 条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

- 3 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。
- 4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

(措置の実施状況等の公表)

第28条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条の申出の受付の状況
- 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
- 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
- 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
- 五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価
- 六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

(3) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

政府・民間での議論を経て、一般社団法人セーフターインターネット協会（SIA）が日本ファクトチェックセンターを設置した³⁵。

したがって、我が国における偽情報への対応の在り方の基本的な方向性としては、まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当である。

(出典) プラットフォームサービスに関する研究会「最終報告書」2020.2, p.35. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000668595.pdf>

上述の通りプラットフォーム事業者自身により様々な取組が行われている中で、ファクトチェックの結果を活かした更なる取組においては、プラットフォーム事業者が提供するサービスやシステムに精通しつつ、それぞれ専門性が異なる各分野に適したアプローチをとることが可能な、中立的なガバナンス体制を有する団体によるチェックの充実が図られることが望ましい。それらの団体が、サードパーティ・ファクトチェッカーとしてファクトチェックを行うことで、プラットフォームサービスの利用者に対する透明性・客観性の向上にも寄与するものと考えられる。

³⁵ 「Q1.日本ファクトチェックセンターの設立経緯について教えてください。」日本ファクトチェックセンターウェブサイト <<https://www.factcheckcenter.jp/faq/#q1>> 日本ファクトチェックセンターの設立経緯について教えてください。>

(出典) セーフアーインターネット協会『Disinformation 対策フォーラム報告書』2022.3, p.11. <https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/Disinformation_report.pdf?ref=factcheckcenter.jp#page=11>

また、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討するために総務省に設置された「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」は、2024年9月に公表した「とりまとめ」の中で、国内外の民産学のマルチステークホルダーによる連携・協力の一つとして、情報伝送 PF 事業者とファクトチェック機関とのパートナーシップの確立により、情報伝送 PF サービスにおいてファクトチェック結果を実効的に活用すること等を提言している³⁶。

³⁶ デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 前掲注(1), pp.103-104.

Ⅲ 諸外国・地域のフェイクニュース規制（選挙・国民投票関係）

1 フランス

選挙運動におけるインターネット上の情報操作対策として、選挙期間におけるフェイクニュースの拡散防止及び即時停止を可能にするため、2018年に「情報操作との闘いに関する法律第2018-1202号」が制定された³⁷。選挙や国民投票時におけるオンライン上の偽情報に対して、申立てを受けた裁判官がオンラインプラットフォーム事業者に対して送信防止措置を命令することができるなどの条項等を含む。

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制

例えば、選挙法典第97条に、日本の虚偽事項公表罪に類似した規定が見られるが、「情報操作との闘いに関する法律」においては、偽情報の発信者に対する規制は見当たらない。

(2) プラットフォーム事業者（偽情報の流通）に対する規制

消費法典 (Code de la consommation) L. 第 111-7 条

- I オンラインプラットフォーム事業者とは、報酬の有無にかかわらず、専門職業上の立場で、次のいずれかに基づくオンラインの公衆通信サービスを提供する自然人又は法人を指す。
- 一 第三者がオンラインで提供又は掲載するコンテンツ、商品又はサービスを、情報アルゴリズムによって分類又は参照すること。
 - 二 商品の販売、サービスの提供又はコンテンツ、商品若しくはサービスの交換若しくは共有のために複数当事者を交流させること

(出典) 奥村公輔「フランスの国民投票運動とインターネット利用の規制—近年の立法的対応に着目して—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.46.

選挙法典 (Code électoral) L. 第 163-1 条

- ① 総選挙の月の初日前3か月間及び総選挙が実施される投票日まで、消費法典L. 第111-7条に該当し、フランス領内からのアクセス数が所定の基準を超えるオンラインプラットフォーム事業者は、選挙期間 (période électorale) における市民への啓発のための情報提供及び投票の真正性 (sincérité) に結び付く一般利益 (intérêt général) に照らして、以下のことに拘束される。
- 一 一般利益の議論に結び付く情報コンテンツの宣伝活動の対価をオンラインプラットフォームに支払う自然人の身元又は法人の名称、所在地及び目的並びに場合により、当該自然人又は法人がその者のために行動していることを表明したところの自然人の身元又は法人の名称、所在地及び目的に関する、誠実、明瞭かつ透明な情報 (information loyale, claire et transparente) を利用者に提供すること。

³⁷ Loi n° 2018-1202 du 22 décembre 2018 relative à la lutte contre la manipulation de l'information. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037847559> 概要については以下を参照。安藤英梨香「立法情報 フランス 情報操作との闘いに関する法律」『外国の立法 月刊版』(279-1), 2019.4, pp.18-19. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11265427>>; 株式会社三菱総合研究所「インターネット上の違法・有害情報を巡る独・仏の動向 II. フランス: インターネット上のヘイトコンテンツ対策法、情報操作との戦いに関する法律」(プラットフォームサービスに関する研究会(第24回)資料3) 2021.3.17, pp.16-20. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000739936.pdf>

二 一般利益の議論に結び付く情報コンテンツの宣伝活動の一環として、利用者の個人データの利用についての誠実で、明瞭かつ透明な情報を利用者に提供すること。

三 当該情報コンテンツの宣伝活動の対価として受領した報酬の総額が定められた金額を超えるときは、当該総額を公表すること。

② これらの情報は、公開フォーマットにより電子的な方法で公衆の閲覧に供される登録簿 (registre) であって、この条第 1 項で定める期間の間に定期的に更新されるものに集約される。

③ この条の適用の態様は、デクレにより定める。

L. 第 163-2 条

I 総選挙の月の初日前の 3 か月間及び総選挙が実施される投票日まで、来る投票の真正性に影響を与えかねない、ある事実についての不正確な又は誤解させる主張又は非難が、故意に、人為的又は自動的に、かつ、大量に、オンラインの公衆通信サービスを通じて配信された場合、検察官、全ての候補者、全ての政党若しくは政治団体又は全ての利害関係者の申立てにより、急速審理裁判官は、損害賠償とは別に、デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日法律第 2004-575 号第 6 条の I の第 2 号で定める自然人若しくは法人に、又は、これらの者がいなければ、同条の I の第 1 号で定める全ての者に、その配信を中止させるために必要で比例原則に従ったあらゆる措置を命ずることができる。

II 急速審理裁判官は、その申立てから 48 時間以内に裁定する。控訴の場合、控訴院は、その申立てから 48 時間以内に裁定する。

III この条に基づく訴訟は、専ら、デクレで定める司法裁判所及び控訴院においてのみ行われる。

(出典) 奥村公輔「フランスの国民投票運動とインターネット利用の規制—近年の立法的対応に着目して—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.46-47.

(3) 運用状況

第 163-2 条は、大統領による審署前に憲法院による合憲性審査に付されることになった。

要するに、憲法院は、選挙法典 L. 第 163-2 条の急速審理裁判官が配信中止を命ずることができる「来る投票の真正性に影響を与えかねない、ある事実についての不正確な又は誤解させる主張又は非難」という文言の解釈について、表現及び通信の自由との均衡から、不正確な又は誤解させる性格であることが急速審理裁判官にとって「明白」であること、同様に、投票の真正性に影響を与えかねない危険が急速審理裁判官にとって「明白」であること、という留保を付したのである。逆に言えば、かように「明白」ではない「来る投票の真正性に影響を与えかねない」「不正確な又は誤解させる事実に対する主張又は非難」は、配信中止を目的とする急速審理の対象とはならず、「明白」性の要件を満たさないものを配信中止のための急速審理の対象とすることは、表現及び通信の自由を侵害するのである。

(出典) 奥村公輔「フランスの国民投票運動とインターネット利用の規制—近年の立法的対応に着目して—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.50-51.

法成立後、2019年の欧州議会選挙に向け、裁判所は、大量の申請に備え体制を整えていたが、2019年6月の報道では、6か月で申立ては一件のみだったとされている（当該申立ては認められなかった）³⁸。

EUのデジタルサービス法は、欧州連合の規則として、加盟国で直接適用され、国内法と抵触する範囲では、デジタルサービス法が優先する³⁹。デジタルサービス法の全面適用に当たって、国内法を調和させるため、「デジタル空間の安全性を高め、規制するための2024年5月21日の法律第2024-449号」⁴⁰が制定された⁴¹。同法により、選挙法典L.第163-1条等が改正されているほか、「情報操作との闘いに関する法律第2018-1202号」第11条から第15条までの「虚偽の情報の配信に対するインターネット上のプラットフォーム事業者の協力義務」に係る規定は削除されている。

(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

2021年7月、国防・国家安全保障総局（SGDSN）の下に、外国の偽情報等によるデジタル干渉に対抗することを目的として、「外国のデジタル干渉に対する警戒及び保護サービス（service de vigilance et de protection contre les ingérences numériques étrangères: VIGINUM）」が設置されている⁴²。VIGINUMは、2024年2月、ロシアの大規模プロパガンダネットワークに関する報告書を公表している。同報告書では、親ロシア的なコンテンツを発信する193のサイトを確認し、各サイトの主要な情報源（ロシアの通信社等）や目的（ウクライナ侵略を肯定することやウクライナ政権幹部を中傷すること）等に関する分析が示されている⁴³。また、2025年2月には、2024年ルーマニア大統領選挙の第1回投票結果を標的とした情報操作に関する報告書を公表しており、当該選挙において、ルーマニアで人気のあるプラットフォームであるTikTokの操作を中心に、洗練されたデジタルキャンペーンが実施されたことなどが指摘されている⁴⁴。

³⁸ “Inefficace ou mal comprise, la loi contre les “fake news” toujours en question,” 2019.6.19. <<https://www.france24.com/fr/20190619-france-loi-fake-news-efficacite-promulgation-lrem-macron-fausses-nouvelles-csa>>

³⁹ Hofmann and Raue eds, *op.cit.*(13), pp.22-23.

⁴⁰ Loi n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l’espace numérique.

⁴¹ 奈良詩織「デジタル空間の安全性を高め、規制するための法律—フランス—」『外国の立法 月刊版』(301-1), 2024.10, pp.16-17.

⁴² Décret n° 2021-922 du 13 juillet 2021 portant création, auprès du secrétaire général de la défense et de la sécurité nationale, d’un service à compétence nationale dénommé « service de vigilance et de protection contre les ingérences numériques étrangères ». <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043788361>>; 那須仁・石井由梨佳「デジタルメディアと情報戦」山本龍彦監修・石井由梨佳編『安全保障（講座 情報法の未来をひらく AI時代の新論点 7）』法律文化社, 2024, p.174.

⁴³ VIGINUM, “PORTAL KOMBAT: A structured and coordinated pro-Russian propaganda network,” 2024.2, p.2. <https://www.sgdsn.gouv.fr/files/files/20240212_NP_SGDSN_VIGINUM_PORTAL-KOMBAT-NETWORK_ENG_VF.pdf>

⁴⁴ VIGINUM, «Manipulation d’algorithmes et instrumentalisation d’influenceurs: Enseignements de l’élection présidentielle en Roumanie & risques pour la France,» 2025.2, p.13. <https://www.sgdsn.gouv.fr/files/files/Publications/20250204_NP_SGDSN_VIGINUM_Rapport_public_Elections_roumanie_risques_france_VFF.pdf>

2 アイルランド

2022年に「2022年選挙改革法」が成立している⁴⁵。同法では、国民投票と選挙に共通して適用されるオンライン情報に関する規定として、選挙委員会が偽情報等の監視及び調査を行い、ソーシャルメディアなどのオンラインプラットフォーム事業者等に対し、削除通知、訂正通知、(同委員会による調査中であることの)表示命令、アクセス遮断命令等を行うことができる旨が定められている(第5編 第144条～第172条)。

(1) 情報発信者(偽情報の発信)に対する規制

(偽情報の発信)

また、次に掲げる者についての罰則も同様とされている(第166条～第168条)。

- ① 選挙期間中又は選挙運動期間中に、選挙若しくは国民投票の結果に影響を及ぼす意図で、又はそれらの公正性若しくは完全性を妨害する意図で、a) 選挙の候補者の当該選挙からの撤退に係る虚偽の言説、b) 1人以上の投票権者に選挙若しくは国民投票での投票を棄権させることを目的とした虚偽の事実の言説又は c) 他人によるものであると称するオンライン上の言説を作成し、又は公表した者又は団体等の責任者(第166条)(注1)
- ② 選挙又は国民投票の結果に影響を及ぼすことを目的とする等の要件に該当する複数のオンラインプレゼンス(注2)を生成する方法でボット(注3)を故意に使用し、又は使用させた者(第167条)

(出典) 井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.77-78. <<https://doi.org/10.11501/12767877>>

(注1) ただし、その言説が真実であると当該者が信じる合理的な根拠があり、かつ、そう信じていたことを当該者が証明できる場合を除くとされている(同条)。

(注2) オンライン上での活動、投稿等を指すと考えられる。

(注3) ボットとは、自動化されたオンラインアカウント、ソフトウェアプログラム又はプロセスであって、当該アカウント、プログラム又はプロセスの活動又は投稿の全て又は実質的に全てが人に起因しないものをいう(第144条)。

(2) プラットフォーム事業者(偽情報の流通)に関する規制

(オンラインプラットフォームの定義)

オンラインプラットフォームは、第4編と異なり次のように定義されている(第144条)。公衆一般又は公衆の一部が利用可能なウェブサイト、ウェブアプリケーション又はデジタルアプリケーションのホスト、オペレーター又はプロバイダーであって、当該ウェブサイト、ウェブアプリケーション又はデジタルアプリケーションが次の①②のいずれにも該当するもの。①選挙又は国民投票の投票日を指定する所管大臣による命令の制定日の直前12か月のうち7か月以上の期間において、国内の月間ユニークユーザー数が10万人以上のものであること。②政治目的を持つコンテンツ(オンライン政治広告を含むが、これに限定されない。)を表示するものであること。

(出典) 井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.74. <<https://doi.org/10.11501/12767877>>

⁴⁵ Electoral Reform Act, 2022 (No.30 of 2022)

(オンラインプラットフォームの義務)

オンラインプラットフォームは、選挙運動期間において、そのサービスが偽情報を拡散する目的で使用されている可能性があること又はそのサービスにおいて誤情報若しくは操作的若しくは偽装的行為が存在する可能性があることを、その認識する情報から確信する場合には、不当な遅延なく、当該偽情報、誤情報又は操作的若しくは偽装的行為について選挙委員会に通知するものとされている（第 148 条第 1 項）。また、国内の月間ユニークユーザー数が 100 万人以上のオンラインプラットフォームは、選挙運動期間の可能な限り早い時期に、そのサービスにおける偽情報、誤情報又は操作的若しくは偽装的行為によってもたらされる選挙又は国民投票の公平性又は完全性に対する重大なリスクを特定した報告書を作成し、選挙委員会に提出するものとされている（同条第 2 項）。この報告書は、偽情報等のまん延状況のほか、マイクロターゲティング又は類似者ターゲティングの状況及びレコメンダーシステムの運用によってもたらされる重大なリスクに関する情報を含むものとされている（同条第 3 項）。さらに、オンラインプラットフォームは、何人もその者が偽情報等と考える情報が当該オンラインプラットフォーム上に存在することを、当該オンラインプラットフォームに対し電子的方法のみにより通知できる仕組みを導入するものとされ、当該通知等の記録を選挙期間の終了から 2 年間保持し、選挙委員会が利用できるようにするものとされている（第 149 条）。

(出典) 井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.75. <<https://doi.org/10.11501/12767877>>

(選挙委員会による通知又は命令)

選挙委員会が発出できる通知又は命令には、次の①～⑤がある。

- ① **削除通知 (take-down notice)** 関係するコンテンツを指定期間内に削除するよう自然人又は法人（オンラインプラットフォームを含む。）に求める通知である（第 153 条第 1 項）。削除通知を受けた者は、コンテンツが偽情報又は誤情報に該当したためにその削除を選挙委員会に求められたこと等を当該コンテンツのオンラインロケーションに表示するものとされている（同条第 2 項及び第 3 項）。
- ② **訂正通知 (correction notice)** 選挙委員会による声明（コンテンツの訂正を求めるもの）をオンラインプラットフォームにアクセスする全ての者に伝達するよう自然人又は法人（オンラインプラットフォームを含む。）に求める通知である（第 154 条第 1 項）。訂正通知を受けた者は、コンテンツが偽情報又は誤情報に該当したためにその訂正を選挙委員会に求められたこと等を当該コンテンツのオンラインロケーションに表示するものとされている（同条第 2 項及び第 3 項）。
- ③ **表示命令 (labelling order)** コンテンツが偽情報又は誤情報に該当するか否かについて選挙委員会が調査中であることを当該コンテンツのオンラインロケーションに表示するようオンラインプラットフォームに求める命令である（第 155 条第 1 項）。選挙委員会は、調査終了後、この命令を取り消すか、又は①、②若しくは④の権限を行使することができる（同条第 5 項）。

④アクセス遮断命令 (access-blocking order) 「過去に特定されたオンラインロケーション」(同一の選挙期間中に 2 以上の個別のコンテンツが①、②、④又は⑤の対象となったオンラインロケーション) について、選挙委員会が適切と考える期間、当該オンラインロケーションへのアクセスができないようにする合理的な措置をとるようオンラインプラットフォームに求める命令である (第 156 条第 1 項及び第 5 項)。アクセス遮断命令を受けた者は、この命令が発出されたこと等を当該コンテンツのオンラインロケーションに表示するものとされている (同条第 2 項)。

⑤操作的又は偽装的行為通知 (manipulative or inauthentic behaviour notice) 選挙運動期間中において、操作的若しくは偽装的行為又は違法な非開示のボットの使用の発生を全ての利用者に伝達するようオンラインプラットフォームに求める通知であり (第 157 条第 1 項)、また、選挙期間中において、当該行為等を防止し、又は禁止する合理的な措置をとるようオンラインプラットフォームに求める通知である (同条第 3 項)。

なお、上記の第 153 条～第 157 条の規定によれば、規制対象は、①②③は偽情報及び誤情報であり、④はこれらに加えて操作的又は偽装的行為等であり、⑤は当該行為等のみである。また、規制時期は、偽情報及び当該行為等が選挙運動期間中 (⑤については選挙運動期間中及び選挙期間中) に対象とされるのに対し、誤情報は時期を問わず対象とされる。

(出典) 井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.76-77. <<https://doi.org/10.11501/12767877>>

(3) 運用状況

これらの事項を定めた 2022 年選挙改革法第 5 編は、EU 法 (デジタルサービス法) との抵触の可能性が指摘され、内容の調和等を図るための調整が行われており⁴⁶、2025 年 4 月 7 日現在、未施行となっている⁴⁷。

(4) ファクトチェック機関の関与・行政機関による真偽検証活動の実施等

選挙委員会は、選挙及び国民投票に関連した偽・誤情報の拡散の監視等を担うことが規定されているが、未施行である。

選挙委員会は、選挙及び国民投票の公正性及び完全性を保護するものとされ、①偽情報及び誤情報の拡散の監視、調査及び防止、②操作的又は偽装的行為の監視、調査、識別及び防止、③これらの情報及び行為に関する動向の監視、調査及び識別、④これらの情報及び行為に対する公衆の意識啓発等を行うものとされている (第 145 条第 1 項)。

(出典) 井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, p.75. <<https://doi.org/10.11501/12767877>>

⁴⁶ “Notification Detail: Part 5 of the Electoral Reform Act 2022(2024/0374/IE (Ireland)),” 2024.7.3. European Commission website <<https://technical-regulation-information-system.ec.europa.eu/en/notification/26037>>

⁴⁷ “Electoral Integrity,” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.ie/electoral-integrity/>>

3 米国（カリフォルニア州）

米国では、カリフォルニア州等において選挙時のディープフェイク⁴⁸や虚偽のコンテンツを規制する内容の州法が成立している（時限立法のものを含む。）⁴⁹。2024年に成立したカリフォルニア州選挙法典（ELEC）を改正する法律を対象として調査を行った。

2024年9月17日、ニューサム知事は、選挙広告及び選挙運動におけるディープフェイクなどの実質的に虚偽のコンテンツに対処するための措置として、同年8月にカリフォルニア州議会で可決された3つの法律案に署名し、これらの法律（AB2839⁵⁰、AB2655⁵¹、AB2355⁵²）が制定された⁵³。

（出典）北村弥生「【アメリカ】選挙広告におけるAI等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定（カリフォルニア州）」『外国の立法 月刊版』（301-2），2024.11，p.6. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13783827>>

(1) 情報発信者（偽情報の発信）に対する規制

カリフォルニア州選挙法典

第 20010 条 (a) 第(b)項に規定されている場合を除き、個人、政府法典（Government Code）

第 82013 条に定義されている政治団体又はその他の団体は、公選の職の候補者が投票される選挙から 60 日の範囲内で、候補者の評判を傷つける意図、又は、有権者を欺いて候補者に投票させ若しくは投票させない意図をもって、第(e)項に定義する、候補者に関する実質的に欺瞞的な（materially deceptive）音声又は映像媒体を、現実の悪意をもって拡散してはならない。

第 20012 条【AB2839 により新設】

(a) 省略

(b) (1) 個人、政治団体又はその他の団体は、第(c)項に定める期間中、悪意をもって、次のいずれかに該当する実質的に欺瞞的な内容を含む広告又はその他の選挙公報を故意に拡散してはならない：

(A) カリフォルニア州における、連邦、州又は地方の公選の職の候補者が、その候補者が行っていないこと又は述べていないことを、行っている又は述べているように表されているものであって、当該コンテンツが、当該候補者の評判又は当選の可能性を害する可能性が合理的に高い場合

⁴⁸ 生成 AI を用いた偽造・合成の音声・動画像。

⁴⁹ 湯淺懇道「米国大統領選挙とディープフェイク」『情報処理』712号，2024.7，pp.344-346；北村弥生「【アメリカ】選挙広告におけるAI等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定（カリフォルニア州）」『外国の立法 月刊版』（301-2），2024.11，pp.6-7. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13783827>>

⁵⁰ An act to amend Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to add Section 20012 to the Elections Code, relating to elections, and declaring the urgency thereof, to take effect immediately. (AB2839) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2839>

⁵¹ Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024. (AB2655) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2655>

⁵² An act to amend Sections 84504, 84504.1, 84504.2, 84504.3, 84504.4, and 84504.5 of, and to add Section 84514 to, the Government Code, relating to the Political Reform Act of 1974. (AB2355) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2355>

⁵³ 北村弥生「【アメリカ】選挙広告におけるAI等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定（カリフォルニア州）」『外国の立法 月刊版』（301-2），2024.11，pp.6-7. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13783827>>

(B)~(D) 省略

(c) 第(b)項の禁止は、次の期間に限って適用される。

(1) カリフォルニア州における全ての選挙前 120 日間

(2) 第(b)項の(1)の(B)から(D)までに規定する者及び物品等については、カリフォルニア州における全ての選挙前 120 日から選挙後 60 日までを含む。

(f) この条の適用上、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(7) 悪意 (malice) 個人、政治団体又はその他の団体が、実質的に欺瞞的なコンテンツが虚偽であると知り、又は無謀にも真実であるかにつき注意を怠って、音声又は映像媒体を拡散すること。

(8) (A) 実質的に欺瞞的なコンテンツ (Materially deceptive content) 故意にデジタルで作成又は加工された音声又は映像媒体 (ディープフェイクを含む。) であって、合理的な人物に対し、媒体において示されている内容の真正な記録であると誤認させるようなもの

(B) ただし、実質的に欺瞞的なコンテンツには、知覚されるコンテンツ又はコンテンツの意味するところに顕著な変化を加えるものではない軽微な変更 (画像の明度又はコントラストの変更、音声の雑音の除去、及び音声又は映像媒体の内容に影響を与えないその他の軽微な変更を含む。) のみ加えられたいかなる音声又は映像媒体を含まないものとする。

(2) プラットフォーム事業者 (偽情報の流通) に関する規制

カリフォルニア州選挙法典【AB2655】

第 20512 条

(d) ディープフェイク (deepfake) とは、デジタルで作成又は加工された音声又は映像であって、合理的な人物に対し、当該音声又は映像に表された個人の実際の発言又は行為が真正な記録であると誤認させるものをいう。

(h) 大規模オンラインプラットフォームとは、公衆向けのインターネットウェブサイト、ウェブアプリケーション、又はデジタルアプリケーション (事業及び職業法典 (Business and Professions Code) 第 22675 条に規定するソーシャルメディアプラットフォーム、動画共有プラットフォーム、広告ネットワーク、又は検索エンジンを含む。) であって、過去 12 か月間に、少なくとも 100 万人のカリフォルニア州の利用者がいたものをいう。

第 20513 条 (a) 大規模オンラインプラットフォームは、次の条件を全て満たす場合に、実質的に欺瞞的なコンテンツを特定し、削除するための最新技術を使用する手順を開発し、実施しなければならない。

(1) コンテンツが第 20515 条第(a)項に基づき報告されていること

(2) 実質的に欺瞞的なコンテンツが、次のいずれかに該当すること

(A) 被選挙権を持つ候補者が、その候補者が行っていない又は述べていないことを、行い又は述べているように表され、候補者の評判や当選の可能性を害する可能性が合理的に高いもの

- (B) 選挙に関連する職務の遂行に関連して、選挙事務担当者が、その選挙事務担当者が行っていない又は述べていないことを、行い又は述べているように表され、一つ以上の選挙結果に対する信頼を不当に損なう可能性が合理的に高いもの
- (C) 当選者が、カリフォルニア州の選挙に影響を与えるようなことについて、その当選者が行っていない又は述べていないことを、行い又は述べているように表され、一つ以上の選挙結果に対する信頼を不当に損なう可能性が合理的に高いもの
- (3) コンテンツが、第(e)項に規定される適用期間中に投稿されたものであること
- (4) 大規模オンラインプラットフォームが、コンテンツが本項に定める要件を満たしていることを知った場合、又はその事実を無謀にも無視して行動した場合
- (b) ある投稿が第(a)項に従って削除の要件を満たすと判断された場合、大規模オンラインプラットフォームは、本章を遵守するために第 20515 条第(a)項に従って報告が行われてから 72 時間以内に、当該判断に基づき当該投稿を削除しなければならない。
- (c) 大規模オンラインプラットフォームは、本章に従って当該プラットフォームが過去に削除した実質的に欺瞞的なコンテンツと同一又は本質的に類似する投稿又は再投稿（リポスト）を発見し又は警告された場合、最新の技術を使用して特定し、削除しなければならない。なお、過去の当該削除行為は、第(e)項に規定される適用期間に生じたものとする。
- (d) 省略
- (e) (1) (2)に規定される場合を除き、カリフォルニア州における選挙の 120 日前から選挙当日までの期間、大規模なオンラインプラットフォームは、第(a)項から第(c)項までに規定する範囲でコンテンツを削除し、また、公選の候補者は、第(d)項に規定される説明表示を追記しなければならない。
- (2) 第(a)項に規定されたコンテンツが選挙関係者について表現し又は関係する場合、大規模オンラインプラットフォームは、カリフォルニア州における選挙の 120 日前から選挙後 60 日目までの期間、第(a)項から第(c)項までに規定する範囲内で当該コンテンツを削除しなければならない。

第 20514 条 (a) 大規模オンラインプラットフォームは、次の条件を全て満たす場合、実質的に欺瞞的なコンテンツを特定し、第(c)項に規定する文面のラベル表示を行うために、最新技術を使用する手順を開発し、実施しなければならない。

- (1) コンテンツが第 20515 条第(a)項に基づき報告されていること
- (2) 実質的に欺瞞的なコンテンツが、次のいずれかに該当すること
 - (A) 第 20513 条第(a)項に含まれるが、第 20513 条第(e)項に規定する適用期間の期間外に投稿されたもの
 - (B) 広告又は選挙公報の中に掲載され、第 20513 条の適用を受けないもの
- (3) 大規模オンラインプラットフォームが、実質的に欺瞞的なコンテンツが本項に定める要件を満たしていることを知った場合、又はその事実を無謀にも無視して行動した場合
- (b)~(d) 省略
- (e) 第(a)項に定めるラベルの表示義務は、適用可能な限りにおいて、次の期間のいずれかに適用される：

- (1) カリフォルニア州における選挙の 6 月前から選挙当日までの期間
- (2) 当該コンテンツが、選挙事務担当者、選挙人団のプロセス、投票機、投票用紙、投票会場、選挙に関連するその他の設備、又は投票の開票を表現又は関連する場合、カリフォルニア州における選挙の 6 月前から選挙後 60 日目までの期間

第 20515 条 (a) 大規模オンラインプラットフォームは、カリフォルニア州の居住者が、第 20513 条に従って削除されるべき、又は第 20514 条に従ってラベル表示されるべきコンテンツを、当該プラットフォームに報告するために、容易にアクセスできる手段を提供しなければならない。大規模オンラインプラットフォームは、報告から 36 時間以内に、当該コンテンツに関して大規模オンラインプラットフォームが行った措置又は行わなかった措置について、報告を行った者に回答しなければならない。

(b) 第(a)項に基づき大規模オンラインプラットフォームに報告を行い、36 時間以内に回答を受け取らなかったか、又は、回答、採られた措置、若しくは大規模オンラインプラットフォームが 72 時間以内に措置を執らなかったことに同意しない候補者、当選者、又は選挙担当事務職員は、大規模オンラインプラットフォームに対し、第 20513 条に規定する特定のコンテンツの削除、第 20514 条に規定する特定のコンテンツのラベル表示、又は、第(a)項に規定する報告プロセスの遵守を強制するために、差止命令による救済又はその他の衡平法上の救済を求めることができる。原告は、明白かつ説得力のある証拠によって違反を立証する責任を負うものとする。本条に基づく訴訟は、民事訴訟法典 (Code of Civil Procedure) 第 35 条に従って優先される。

第 20516 条 司法長官、地方検事又は市検察官は、大規模オンラインプラットフォームに対して、第 20513 条に規定する特定のコンテンツの削除、第 20514 条に規定する特定のコンテンツのラベル表示、又は、第 20515 条第(a)項が規定する報告プロセスの遵守を強制するために、差止命令による救済又はその他の衡平法上の救済を求めることができる。原告は、明白かつ説得力のある証拠によって違反を立証する責任を負うものとする。本項に基づく訴訟は、民事訴訟法典第 35 条に従って優先される。

(参考) 既存の法令中のボット使用に関する規制

カリフォルニア州では SNS 上で展開されるボットに対する規制が 2018 年に導入された。具体的には、カリフォルニア州法の下では、「商取引における商品若しくはサービスの購入若しくは販売を奨励するため」又は「選挙における投票に影響を与える」ために、「コミュニケーションの内容について故意に相手を欺く目的」で、「ボットの人工的な身元について相手を欺く意図をもって、カリフォルニア州のオンライン上で他者と通信 (communication) 又は交流 (interact) するためにボットを使用すること」が違法とされた。他方で、ボットを使用する者が、「それがボットであることを開示 (disclose) した場合」には、同規制に基づく責任を免責される。なお、この免責のために必要な開示の方法についても州法によって満たすべき要件が示されている。具体的には、「ボットが通信又は交流する相手にそれがボットであることを知らせる (inform) ために、開示が明白 (clear) かつ顕著 (conspicuous) であって、合理的に

設計されたもの」であることが要求される。こうした規制により、ユーザーがソーシャルメディア上で目にする投稿が、自然人によってなされたものであるのか、ボットによって投稿されたものであるのかが明らかになるようにされている。それによって、SNS上で盛り上がり、炎上したりしているように見える現象が、人工的に“演出”されたものであるのか否かが認識可能になるのである。このように、ボット対策は偽情報自体を規制するものではないが、ボットを利用した拡散を明らかにすることで、偽情報を抑止する方法の1つとなっていると考えられる。

(出典) 小久保智淳「米国における州民投票とオンラインプラットフォーム規制—カリフォルニア州を中心に—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023. pp.123-124. <<https://doi.org/10.11501/12767879>>

(3) 運用状況

情報発信者に対する規制 (AB2839) については、合衆国憲法修正第1条違反 (同条で保障されている言論の自由を侵害する行為) の疑いにより仮差止めが認められている⁵⁴。プラットフォーム事業者に対する規制 (AB2655) について、シャーリー・ウェーバー (Shirley Weber) カリフォルニア州州務長官は、執行の開始を早くとも 2025 年後半の選挙期間まで延期することで合意したと報じられている⁵⁵。

⁵⁴ Kohls v. Bonta, 2024 U.S. Dist. LEXIS 179933 水谷 前掲注(2)

⁵⁵ “California officials quietly set aside law on deceptive election content,” *San Francisco Chronicle Online*, 2024.11.27.

VI その他

1 シンガポール（概要）

シンガポールにおいて、2019年に「2019年オンラインの虚偽及び情報操作からの保護に関する法律」⁵⁶（以下「偽ニュース対策法」）が成立・発効した。同法は、当該言明が事実に関する虚偽のものであること、同国の安全保障に損害を与える可能性があること、選挙、国民投票の結果に影響を与える可能性があること等を知りながら又は信ずるに足る理由がありながら発信することを禁じている（第7条第1項）。担当閣僚は、オンライン上の情報の虚偽性を判断し、発信者に対して訂正指示を発することができる（第20条、第21条）。違反した者に対して、5万シンガポールドル（565万円⁵⁷）以下の罰金又は5年以下の禁固等の罰則又はその両方（個人の場合）を科す（第7条第2項）などとしている。

偽ニュース対策法の適用状況について、例えば、2019年12月に野党であるシンガポール民主党に3件の訂正指示がなされ⁵⁸、同党は異議を申し立てたものの、裁判所はこれを退けている⁵⁹。2024年8月の報道によると、同法による152件の指令について、4分の1以上が新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関するものであり、主にコロナ等に関する公衆衛生のほか、治安、政府機能への信頼に関連する問題に対処するために発動されたとされている⁶⁰。

2 マレーシア（概要）

マレーシアでは、2018年の議会選挙を前にして、「2018年反フェイクニュース法」⁶¹が成立した。同法では、悪意をもってフェイクニュース⁶²又はこれを含む刊行物（インターネット上の情報を含む。以下同じ。）の作成、提供等を行った者を6年以下の懲役に処することなど（第4条第1項）のほか、裁判所がフェイクニュースを含む刊行物の削除を命令することを可能とすること（第7条）などが規定された。

しかし、虚偽の情報の発信そのものを違法としたり、罰則を強化したりすることについては、政府による言論弾圧につながるといった観点から強い批判があり、同法は、こうした批判等を受けて既に廃止されている⁶³。

3 タイ（概要）

タイでは、2017年に国民立法議会が2007年コンピュータ犯罪法を改正し、インターネット上で流通する偽情報にも適用されることとなった。同法では、①第三者や公衆に損害を与え得

⁵⁶ “Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act 2019 (No. 18 of 2019),” *Republic of Singapore Government Gazette Act Supplement*, No.26, 2019.6.28. <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/18-2019/Published/20190625?DocDate=20190625>>; 井原伸浩「POFMAにおける「虚偽の事実言明」の定義」『社会情報学』12(2), 2023, pp.17-32. <https://www.ssi.or.jp/wp/wp-content/uploads/journal/Vol12No2_2.pdf>; 古賀慶「シンガポールにおける「偽情報・誤情報」対策—POFMAとFICA—」2023.3.2. 笹川平和財団ウェブサイト <https://www.spf.org/iina/articles/koga_01.html>

⁵⁷ 1シンガポールドルを約113円（報告省令レート）で換算。

⁵⁸ 「偽ニュース対策法施行 シンガポール 適用連発 野党「標的」に」『東京新聞』2020.1.17.

⁵⁹ 井原 前掲注(56), p.27.

⁶⁰ “Five years of Pofma: How has the law been used to combat fake news?” *the Straits Times*, 2024.8.1. <<https://www.straitstimes.com/singapore/five-years-of-pofma-how-has-the-law-been-used-to-combat-fake-news>>

⁶¹ “Laws of Malaysia. Act 803 Anti-Fake News Act 2018,” 2018.4.9.

⁶² 同法において、フェイクニュースには、映像又は音声等の形態を問わず、全部又は一部が誤ったあらゆる報道、情報、データ又は報告書が含まれる（第2条）。

⁶³ 「マレーシア、偽ニュース対策法を廃止へ 恣意的運用に懸念」『日本経済新聞（電子版）』2018.8.16. <<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO34241050W8A810C1910M00/>>

る方法で、全部又は一部の偽造データ又は虚偽のデータを投入する場合（第14条第1項）、②国家の安全保障に損害を及ぼし得る、又は、公衆にパニックを引き起こし得る可能性が高い虚偽のデータを投入する場合（第2項）等に適用され、上記のデータの流布又は転送する罪も含まれる（第5項）。罰則は、最高5年の禁固刑又は最高10万バーツの罰金並びにその併科となっている。また、同法には、当局がアクセス制限とコンテンツ削除を命じる権限が含まれている⁶⁴。2021年の論文によれば、同法に基づき、数十人の刑事告発と有罪判決がなされたとされている⁶⁵。

コンピュータ犯罪法については、定義が曖昧であり、当局による広範で恣意的な解釈が可能とされる。また、デジタル上の権利を制限し、政治的な反対意見を封じ込めるために濫用されているとの批判もある⁶⁶。

4 韓国（概要）

2023年12月、ディープフェイクを利用した選挙運動を規制する内容を盛り込んだ「公職選挙法一部改正法」が成立した。同法には選挙期間におけるディープフェイク映像等の製作、流布等の禁止等が含まれる。これに違反したものは、7年以下の懲役又は1千万ウォン（約105万円⁶⁷）以上5千万ウォン（約526万円）以下の罰金が科される⁶⁸。

韓国では、2005年に「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」が制定され、被害者に報道機関に対して報道被害への損害賠償を請求する権利を認めることなどが規定された。2021年8月、故意又は重大な過失による権利侵害があった場合にフェイクニュースを掲載したメディアに対し、懲罰的損害賠償義務（最大で生じた損害額の5倍を上限）を課すことなどを定めた同法の改正案が提出された。同改正案は、「表現の自由を脅かす」「政権与党への批判封じが狙い」などとの批判があり、国会での採決が見送られ、とん挫した⁶⁹。

5 情報リテラシー対策

デジタル影響工作による人々の認知や世論への影響を抑制するための方法として、国民の個人レベルで情報リテラシーの向上を図っていくことが挙げられる⁷⁰。

⁶⁴ EngageMedia and Asia Centre, “Thailand Computer Crime Act,” 2022.5. <https://asiacentre.org/wp-content/uploads/Thailand-Computer-Crime-Act_Restricting-Digital-Rights-Silencing-Online-Critics.pdf> Google は、2022年に、2011年以降、タイ当局から計1,147件のコンテンツ削除要請を受け、そのうち95.2%が政府批判に関するものだったと明らかにした。

⁶⁵ Lasse Schuldt, “Official Truths in a War on Fake News: Governmental Fact-Checking in Malaysia, Singapore, and Thailand,” *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 40(2), 2021, pp.344-345.

⁶⁶ EngageMedia and Asia Centre, *op.cit.*(64)

⁶⁷ 1韓国ウォンを約0.105円（報告省令レート）で換算。以下同。

⁶⁸ 藤原夏人「【韓国】ディープフェイクを利用した選挙運動の規制」『外国の立法』No.300-1, 2024.7, p.37. <<https://doi.org/10.11501/13721809>>

⁶⁹ 水谷瑛嗣郎「韓国のフェイクニュース対策（上）：日本とは様相が異なる韓国の現状」2023.5.29. <https://www.spf.org/iina/articles/mizutani_01.html>; 同「韓国のフェイクニュース対策（中）：韓国における言論法制度と対策の現状」2023.5.31. <https://www.spf.org/iina/articles/mizutani_02.html>; 同「韓国のフェイクニュース対策（下）：対策が及ばないプラットフォーム依存とアテンション・エコノミー」2023.6.2. <https://www.spf.org/iina/articles/mizutani_03.html>; 「虚偽報道規制、韓国で法案、政権与党が近く採決、メディアに賠償義務化、「批判封じ」と反発呼ぶ」『日本経済新聞』2021.8.19; 「韓国：韓国、「偽ニュース対策法」頓挫 過失定義あいまい 言論封殺の恐れ」『毎日新聞』2021.10.18.

⁷⁰ 佐々木孝博「ロシアによるデジタル影響工作」一田和樹ほか『ネット世論操作とデジタル影響工作—「見えざる手」を可視化する—』原書房, 2023, pp.175-178.

(1) スウェーデン

スウェーデンは、地理的に近接するロシアからの影響工作等に対抗し、自由で民主的な社会を守るため、2022年1月、国防省の下に心理防衛庁（Myndigheten för psykologiskt försvar）を設立した。同庁は、国外からの悪意のある情報の特定、分析、対抗と並んで、情報リテラシー教育を強化する施策を含め、悪影響を与えるキャンペーンや偽誤情報を発見し抵抗する国民の能力を強化するための取組を行っている⁷¹

(2) フィンランド

フィンランドは、ロシアと1300kmの国境に接し、軍事的な圧力や偽情報、プロパガンダにさらされてきた。フィンランドでは、1970年代から国の教育課程にメディアリテラシー教育が位置付けられ、現在も教科横断的に教育が行われている。例えば、9歳から12歳では、コンテンツの解釈を単独又は他者と協力して行い、情報源としての有用性を調べる。13歳から15歳では、コンテンツの情報源としての信頼性を評価して、メディアが及ぼす影響について分析するなどとしている⁷²。あるメディアリテラシーの各国比較によれば、フィンランドは1位となっている⁷³。

6 ファクトチェック・情報の真偽検証活動

「ファクトチェック」の定義は、多様であるが、ファクトチェック・イニシアティブ（FIJ）は、ガイドラインにおいて次のように定義している⁷⁴。

公開された言説のうち、客観的に検証可能な事実について言及した事項に限定して真実性・正確性を検証し、その結果を発表する営み

また、国際ファクトチェックネットワーク（IFCN）は、その綱領の趣旨の一つとして「非党派性・公正性」を挙げており、「IFCN加盟団体の資格は、政府や政党もしくは政治家に強く影響を受けている団体には付与されません。」としている⁷⁵。本報告書では、政府がいわゆる「ファクトチェック」を行う場合、主として「情報の真偽検証（活動）」の語を用いることとする。

米国、欧州連合（EU）、英国、台湾、フランス、アイルランドについてのファクトチェック・情報の真偽検証活動については、II、IIIの各国の項を参照されたい。

⁷¹ “Om oss,” 2023.9.18. Myndigheten för psykologiskt försvar Website <<https://mpf.se/om-oss>>; 「スウェーデン 露の偽情報対策強化 「心理防衛庁」を新設」『産経新聞』2022.1.25.

⁷² 「“フェイクニュースに勝った国” 世界に広がる偽情報への対策は」2025.3.15. NHK ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250315/k10014749031000.html>>

⁷³ Open Society Institute – Sofia, “The Media Literacy Index 2023,” 2023.6. <<https://osis.bg/wp-content/uploads/2023/06/MLI-report-in-English-22.06.pdf>> なお、日本は、22位となっている。

⁷⁴ NPO 法人ファクトチェック・イニシアティブ（FIJ）「ファクトチェック・ガイドライン」2019.4.2. <<https://fij.info/introduction/guideline>>

⁷⁵ 「ファクトチェックの国際原則」ファクトチェック・イニシアティブ ウェブサイト <<https://fij.info/introduction/ifcn-code>>

(1) 民間団体

各国のファクトチェック団体を調査している米デューク大学のレポーターズラボ⁷⁶によると、活動しているファクトチェック団体の数は、2015年において152団体であり、2020年までに421団体と大きく増加したが、2022年の457団体をピークとして、2024年5月時点では439団体まで微減している。地域別では、アジアは124～130、アフリカは55前後、ヨーロッパは120～135、北米は90、南米は40などとなっている。レポーターズラボは、ファクトチェック団体が、①運営費の調達困難、②政治家等による経済的圧力に直面しているとしている⁷⁷。また、日本のファクトチェック団体として、レポーターズラボには、6団体が登録されているが、活動を行っているのは4団体とされている⁷⁸。また、国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)により認定された日本の団体は、3団体となっている(いずれも更新審査中)⁷⁹。

(2) 公的機関

(a) オーストラリア

政府等による情報の真偽検証を行っている例として、選挙・国民投票の制度・事務等に関連した偽情報を対象とする偽情報登録簿(Disinformation Register)が挙げられる。この登録簿には、連邦選挙イベントごとに、選挙プロセスに関してオーストラリア選挙委員会(AEC)が発見した著名な偽情報が、事実に基づいた正しい情報とともに掲載されている。委員会は、「争点や政治的なコミュニケーションに関する真実の裁定者ではなく、いかなる形でも議論を検閲しようとするものではない。しかし、選挙プロセスに関しては、AECは有権者が事実に基づいた情報にアクセスできるようにし、オーストラリアの民主的プロセスに完全に参加できるようにする責任がある」としている⁸⁰。具体的には、「オンラインで拡散されている動画には投票所職員が投票用紙からマークを消している様子が写されている」、「選挙委員会は、有権者が知る前に投票日を知っている」といった情報が登録されており、事実の説明のほか、発見された媒体種別、日付、選挙委員会が採った行動等が示されている⁸¹。

(b) その他の欧州諸国

ドイツの連邦選挙管理委員会のウェブサイト⁸²、カナダの連邦選挙管理局のウェブサイト⁸³でも選挙制度・事務に関連した虚偽の言説に対応する形で事実を即した説明を行っている。

⁷⁶ レポーターズラボは、米デューク大学にあるジャーナリズムの研究機関であり、ニュースメディアの信頼性などの調査を行っている。“About the Lab.” Duke Reporters’ Lab website <<https://reporterslab.org/about-the-lab/>>

⁷⁷ “With half the planet going to the polls in 2024, fact-checking sputters,” 2024.5.30. Reporters’ Lab website <<https://reporterslab.org/2024/05/30/with-half-the-planet-going-to-the-polls-in-2024-fact-checking-sputters/>>

⁷⁸ “Fact-Checking: Browse Locations.” Reporters’ Lab website <<https://reporterslab.org/locations/>>

⁷⁹ “Signatories.” IFCN Code of Principle website. <<https://ifcncodeofprinciples.poynter.org/signatories/>>

⁸⁰ Australian Electoral Commission, “Reputation Management System (RMS).” <https://www.aec.gov.au/About_AEC/files/reputation-management-system.pdf>

⁸¹ “Disinformation register: 2025 Federal Election.” Australian Electoral Commission website <<https://www.aec.gov.au/media/disinformation-register-2025.htm>>

⁸² „Erkennen und Bekämpfen von Desinformation.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/fakten-desinformation.html#1fb534d2-1a9b-431f-9365-106d4b9d2533>>

⁸³ “ElectoFacts.” Elections Canada website <<https://www.elections.ca/content.aspx?section=res&dir=dis&document=index&lang=e>>

(c) その他のアジア諸国—マレーシア・シンガポール・タイ—

アジアでは、欧米のように複数の団体によるファクトチェックが見られず、公的機関による情報の真偽検証が依然として重要な情報源となっている。

マレーシアでは、2017年から政府（マレーシア通信・マルチメディア委員会）によるサイト「Sebenarnya.my」⁸⁴の運営が開始されており、主に政府機関によるニュースの真偽検証のほか、公的な警告や発表も掲載している。

シンガポールでは、2012年から政府（シンガポール情報通信省）が運営するサイト「Factually」⁸⁵が開始されており、政府の政策や法律に関する質問、ニュースの真偽検証、公共に対する警告等の情報を公表している。なお、Factuallyは、当初は、政府が有益とみなす情報を広報するための一般的なプラットフォームとして開始したが、2019年頃の偽ニュース対策法の起草・制定の時期に、ニュースの真偽検証がより頻繁に行われるようになった。

また、タイでは、2019年から政府（デジタル経済社会省）によるサイト「Anti-Fake News Center」⁸⁶が運営されており、ニュースの真偽検証や国民への注意喚起を中心に、最近の国の政策についての解説も掲載している。

2020年6月の調査（以下同）によると、これら3か国における政府によるサイトの真偽検証等の結果とラベル表示は、次のようになっている。

表 フェイクニュースの判定とラベル付け

マレーシア Sebenarnya.my		シンガポール Factually		タイ Anti-Fake News Center	
Fake（偽）	53%	False（偽）	95%	Fake（偽）	68%
Explanation（説明）	45%	Misleading（誤）	5%	Distorted（歪曲）	14%
Beware（注意）	2%	-	-	True（真）	18%

（出典）Lasse Schuldt, “Official Truths in a War on Fake News: Governmental Fact-Checking in Malaysia, Singapore, and Thailand,” *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 40(2), 2021, p.354.

また、これらの3サイトの投稿について、①政府の行動や政策に関連するもの、②それ以外のものに分類すると、次のようになっている。

表 政府の行動や政策を扱う投稿の割合

	マレーシア Sebenarnya.my	シンガポール Factually	タイ Anti-Fake News Center
政府の行動や政策を扱うもの	64%	87%	46%
その他の情報提供	36%	13%	54%

（出典）Lasse Schuldt, “Official Truths in a War on Fake News: Governmental Fact-Checking in Malaysia, Singapore, and Thailand,” *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 40(2), 2021, p.354.

⁸⁴ Sebenarnya.my (Malaysia) <<https://sebenarnya.my/>>

⁸⁵ “About Us.” Factually website <<https://www.factually.gov.sg/about-us/>>

⁸⁶ Anti-Fake News Center (Thailand) <<https://www.antifakenewscenter.com/homepage/>>

シンガポールでは、政府の行動や政策に関連する投稿が87%と多く、マレーシアでは64%であり、タイでは46%と半分以下になっている。タイのサイトは、当初、国家宣伝の道具になるのではないかという懸念も見られたが、実際には、政府の行動や政策を説明するためというよりは、一般消費者向けの情報サイトとして利用されており、初期の懸念は当てはまらなかったとされている。シンガポールのサイトは、政府情報のためのプラットフォームであり、マレーシアのサイトは、政府の行動や政策への対応により焦点を当てたサイトとなっている⁸⁷。

なお、3 サイトについて、政府の行動や政策への対応に関する投稿のうち、政府・国家を擁護している割合は、次のとおりである。

表 政府の行動や政策を扱う投稿のうち、政府・国家を擁護している割合

	マレーシア Sebenarnya. my	シンガポール Factually	タイ Anti-Fake News Center
政府・国家の擁護	55%	53%	80%
擁護でない	45%	47%	20%

(出典) Lasse Schuldt, “Official Truths in a War on Fake News: Governmental Fact-Checking in Malaysia, Singapore, and Thailand,” *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 40(2), 2021, p.361.

タイでは、政府関連の投稿が3 か国の中でもっとも割合が低くなっているが、擁護する投稿は、マレーシアやシンガポールの1.5倍となっている。以上のように、3 か国では、政府が情報の真偽検証を行うサイトは、ほとんどの場合、抑制的に運用され、事実だけを伝えることに主眼が置かれており、過度に政府を擁護したり、政敵を非難することがなかったため、政府の宣伝目的に悪用されているとは言えないとの意見が見られる(ただし、2021年公表の論文による。)

⁸⁸。

⁸⁷ *op.cit.*(65), p.358.

⁸⁸ *ibid.*, pp.363-364.